

1. 再生可能エネルギー発電設備認定申請書

(1) 申請書様式

【10kW以上の太陽光・風力・水力・地熱発電の場合】

様式第1 (第7条関係)

① → 再生可能エネルギー発電設備認定申請書
(10kW未満の太陽光発電設備を除く)

② → 平成27年2月15日

経済産業大臣 殿

③ → (ふりがな) とうきょうとちよだくかすみがせき
申請者住所 (〒100-0081) 東京都千代田区霞が関1-1-1
(ふりがな) けいざいさんぎょうかぶしきがいしゃ
だいひょうとりしまりやくしゃちょう けいざい いちろう
氏名
経済産業株式会社 代表取締役社長 経済一郎 印
(法人にあつては名称、代表者の役職・氏名及び代表者の登記印)

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第6条第1項の規定により、再生可能エネルギー発電設備の認定を受けたいので、次のとおり申請します。

申請設備情報 第1表による

申請設備使用燃料一覧 第2表による (バイオマス発電の場合)

担当経済産業局 (注1)

C ← ④

第1表

申請設備情報（注2）

再生可能エネルギー発電設備の概要			備考	
設備情報	発電設備の区分 (注3)	A	← ⑤	
	発電出力 (kW) (注4)	5,000.0	← ⑥	
	設備名称	経済クリーン太陽光発電所		
	設備の所在地 (注5)	東京都千代田区霞が関1-1-1	□別途一覧表あり	
	設備の形態	(複数選択可) <input type="checkbox"/> 屋根置き (□既設の建物等 □建設予定の建物等) <input checked="" type="checkbox"/> 地上設置	← ⑦ ← ⑧	
	運転開始予定日 (注6)	運転開始予定日：平成29年4月1日	□既設設備	
	太陽電池に係る事項 (注7)	製造事業者名	経済産業株式会社	← ⑨
		種類	A1	
		変換効率	15.6%	□真性変換効率 <input checked="" type="checkbox"/> 実効変換効率 □除外事項該当性
		型式番号	AB123C45	
電気事業者への電気 供給量の計測方法 (注8)	配線図(単線結線図)のとおり (1の需要場所に1引込の配線)	← ⑩		
設置者情報 (注9)	発電事業者名	申請者と同じ	← ⑪	
	代表者	役職	申請者と同じ	
		氏名	申請者と同じ	
	住所	(〒) 申請者と同じ		
添付書類		書類名		
	①構造図	位置図、設置場所の敷地図、パネル配置図、 架台の概要図	← ⑫	
	②配線図(注10)	単線結線図	← ⑬	

③メンテナンス体制 確認書類（注1 1）	メンテナンス体制図	← ⑭
④運転開始年月日等 の証明書類（注1 2）	新設のため該当なし	← ⑮
⑤発電設備の内容を 証する書類（注1 3）	太陽光モジュール仕様書、 パワーコンディショナ仕様書	⑯
⑥補助金確定通知書 （注1 4）	該当なし	← ⑰
⑦その他 1	土地登記簿謄本	
⑧その他 2	譲渡証明書	← ⑱
⑨その他 3 （注1 5）		

第2表

申請設備使用燃料一覧（バイオマス発電の場合に記載）（注2）

燃 料 情 報	燃料区分 （注1 6）	燃料番号 （注1 7）	燃料名 （注1 8）	備 考 （注1 9）

第3表

地方税法第七十二条の四に規定する法人である場合にはチェックをすること	<input type="checkbox"/>
------------------------------------	--------------------------

（注1） 申請書を提出する担当経済産業局は次の記号にて記載すること。

A：北海道経済産業局、B：東北経済産業局、C：関東経済産業局、D：中部経済産業局、
E：近畿経済産業局、F：中国経済産業局、G：四国経済産業局、H：九州経済産業局、
I：内閣府沖縄総合事務局

（注2） 申請設備数が複数となる場合には、同じ表を追加すること。

（注3） 発電設備の区分は次の記号にて記載すること。

A：太陽光発電設備（10kW以上）、C：風力発電設備（20kW未満）、D：風力発電
設備（20kW以上）、U：洋上風力発電設備（20kW以上）、E：水力発電設備（20
0kW未満）、V：特定水力発電設備（200kW未満）、I：水力発電設備（200kW
以上1000kW未満）、X：特定水力発電設備（200kW以上1000kW未満）、J：

水力発電設備（1000kW以上30000kW未満）、Y：特定水力発電設備（1000kW以上30000kW未満）、K：地熱発電設備（15000kW未満）、L：地熱発電設備（15000kW以上）、M：バイオマス発電設備（メタン発酵ガス）、1：バイオマス発電設備（森林における立木竹の伐採又は間伐により発生する未利用の木質バイオマス（輸入されたものを除く）燃焼、2000kW未満）、N：バイオマス発電設備（森林における立木竹の伐採又は間伐により発生する未利用の木質バイオマス（輸入されたものを除く）燃焼、2000kW以上）、O：バイオマス発電設備（一般木質バイオマス・農作物残さ燃焼）、Q：バイオマス発電設備（建設資材廃棄物燃焼）、R：バイオマス発電設備（一般廃棄物・木質バイオマス以外のバイオマス燃焼）

なお、複数の再生可能エネルギー発電設備を設置する場合は、それぞれの設備からの電気の供給量が個別に計測できる場合は、それぞれ個別に設備認定申請することとし、個別に計測できない場合は、申請時点において調達価格の一番安い価格区分の記号を記載すること。

また、複数のバイオマス燃料を使用する場合は、最も使用量（発熱量）の多い燃料を使用するバイオマス区分記号を記載すること。

(注4) 発電出力は、当該申請に係る発電設備の定格発電出力を小数1桁（小数第2位切捨て）まで記載すること。太陽光発電の場合は、太陽電池の合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方の出力とし、パワーコンディショナーを複数台設置している場合は、各系列における太陽電池の合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方の出力を合計した値を記載すること。なお、出力が10kW未満となる場合は、様式第2により申請すること。

(注5) 複数地番をまたいで設備を設置する場合は、代表地番を記載するとともに、備考欄の「別途一覧表あり」のボックスにチェックを付して、別紙として全ての地番を記載した一覧表を提出すること。

(注6) 既設設備の場合、備考欄の「既設設備」のボックスにチェックを付して、運転開始年月日を記載すること。

(注7) 太陽光発電についてのみ記載し、太陽電池の型式番号が複数ある場合は行を追加しそれぞれについて記載すること。

太陽電池の種類は次の記号にて記載すること。

A1：単結晶のシリコンを用いた太陽電池、A2：多結晶のシリコンを用いた太陽電池、B：薄膜半導体を用いた太陽電池、C：化合物半導体を用いた太陽電池

変換効率は、日本工業規格C8960において定められた真性変換効率であって完成品としての太陽電池モジュールの数値を元に算定された効率、又は、実効変換効率を記載することとし、備考欄の「真性変換効率」又は「実効変換効率」のボックスのうち該当する方にチェックを入れること（真性変換効率>実効変換効率となるため、実効変換効率が認定基準を満たしていれば、真性変換効率も認定基準を満たしている。）。また、太陽光発電設備が破壊することなく折り曲げることができるもの又はレンズ若しくは反射鏡を用いるものである場合は、備考欄の「除外事項該当性」のボックスにチェックを付すこと。

(注8) 電気事業者に供給する再生可能エネルギー電気の量を計量する方法（どの地点で、どの計量

器で、等)を具体的に記載すること。

- (注9) 申請者と同じ場合は、「申請者と同じ」と記載することでも良い。
- (注10) 電気事業者に供給する再生可能エネルギー電気の量を計量する電力量計(計量法に基づく特定計量器)を配線図内で指し示すこと。
- (注11) 調達期間にわたり点検及び保守を行うことを可能とする体制が国内に備わっていること及び当該設備に関し修理が必要な場合に、当該修理が必要となる事由が生じてから三月以内に修理の実施が可能である体制が備わっていることを示す書類を添付すること。
- (注12) 既設設備の場合、運転開始年月日(若しくは設備の設置完了年月日、売電開始年月日)を証する書類を添付すること。
- (注13) 製品の製造事業者名及び型式番号等、当該発電設備の内容を特定することのできる記号若しくは番号を証する書類又は設備の設計仕様図若しくはそれに準じる書類を添付すること。太陽光発電の場合は、太陽電池の種類及び変換効率がわかる書類も併せて提出すること。
- (注14) 設備の導入に当たり、「地域新エネルギー等導入促進対策費補助金」、「新エネルギー等事業者支援対策費補助金」、「新エネルギー事業者支援対策費補助金」、「中小水力・地熱発電開発費等補助金」の受給を受けている場合は、補助金額確定通知書を添付すること。
- (注15) 項目欄が不足する場合は、欄を追加すること。
- (注16) 燃料区分の欄には、ボイラーや内燃機関等に投入する発熱量を有する全ての燃料について、燃料区分名を次の記号にて記載すること。

[燃料区分]

A:メタン発酵ガス、B:森林における立木竹の伐採又は間伐により発生する未利用の木質バイオマス(輸入されたものを除く)、C:一般木質バイオマス・農作物残さ(製材等残材、輸入木材、農作物残さ等)、D:建設資材廃棄物、E:一般廃棄物・木質バイオマス以外のバイオマス、F:その他(助燃剤等)

- (注17) 燃料番号の欄には、ボイラーや内燃機関等に投入する発熱量を有する全ての燃料について、次の番号にて記載すること。複数ある場合には複数記載すること。

[バイオマス燃料]

01:間伐材又は主伐材

02:建設資材廃棄物

03:01及び02以外の木材(製材端材や輸入木材等)

04:パーム椰子殻、もみ殻等の農作物残さ

05:一般廃棄物又は産業廃棄物(02及び06から12までに掲げるものを除く。)

06:鶏糞

07:下水汚泥

08:食品廃棄物

09:RDF

10:RPF

11:黒液

12:その他廃棄物由来のバイオマス燃料

13：その他のバイオマス燃料

[バイオマス燃料以外の燃料（助燃剤として用いるものを含む。以下同じ。）]

14：石油

15：石油ガス

16：可燃性天然ガス

17：石炭

18：上記14から17までに掲げるものから製造される製品又は燃料

19：上記14から18までに掲げるもので廃棄物となったもの

20：その他のバイオマス燃料以外の燃料

(注18) 燃料名の欄には、ボイラーや内燃機関等に投入する発熱量を有する全ての燃料について具体的な燃料名を記載すること。

(注19) 起動時若しくは停止時のみに使用し、発電時に使用しない助燃剤は、備考欄に「助燃剤」と記載し、使用形態（起動時若しくは停止時）を備考欄に記載すること。

備考

- ・用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4とすること。
- ・氏名を記載し押印することに代えて署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署すること。

(2) 再生可能エネルギー発電設備認定申請書の記載方法

【10kW以上の太陽光・風力・水力・地熱発電の場合】

No	必須有無	記 入 内 容
①	—	<p>・10kW以上の太陽光発電、風力発電、水力発電、地熱発電の設備認定申請は、本様式により申請してください。(※バイオマス発電の記載要領は、「バイオマス発電の場合」を参照。)</p> <p>※50kW未満の太陽光発電設備(太陽電池モジュールの出力とパワーコンディショナーの出力のいずれかが50kW未満のもの)の申請は、再生可能エネルギー入力支援システム(http://www.fit.go.jp/)により申請してください。</p>
②	必須項目	<p>・申請書の提出日を記入します。</p>
③	必須項目	<p>・申請者の事業者情報を記入します。</p> <p>・住所、氏名(法人の場合は法人名称及び代表者の役職名、氏名)には、ふりがな(ひらがな)を付し、印鑑を押印します(法人の場合は代表者の登記印)。</p>
④	必須項目	<p>・申請書を提出する担当経済産業局(申請書内(注1)より選択)を記号で記入します。</p>
⑤	必須項目	<p>・当該申請設備の発電区分(申請書内(注3)より選択)を記号で記入します。</p>
⑥	必須項目	<p>・当該申請設備の発電出力(定格出力とし、小数第2位切捨て)、設備名称、所在地(設備の設置が複数の住所にまたがる場合は、その全ての住所)、を記入します。</p> <p>(申請単位)</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 一の需要場所に複数の発電設備がある場合、系統線に接続する再エネ発電設備を設備認定申請の単位とします。 ➤ ただし、系統線に接続する発電設備の中に発電設備区分が異なるものがあり、各々の発電設備の売電量が計量可能である場合は、発電設備区分ごとの発電設備を認定申請の単位とします。 ➤ 再エネ発電設備を増設する場合(新設設備として取り扱うもの)であって、当該発電設備の売電量が計量可能な場合は、当該発電設備を認定申請の単位とします。 <p>※太陽光発電設備に係る発電出力(定格出力)については、太陽電池モジュールの出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方のkW出力を小数第1位まで記載してください。</p> <p>パワーコンディショナーを複数台設置する場合は、各系列における太陽光パネルの合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方の値を、それぞれ合計した値を記載してください。</p> <p>(※本記載要領巻末の7. 参考⑩参照)</p> <p>※既存設備の場合は、運転開始年月日(若しくは設備の設置完了年月日、売電開始年月日)を記入します。</p>
⑦	選択必須項目	<p>・太陽光発電設備の場合、その形態について、該当する項目を選択してチェックします。(複数項目を選択することもできます。)</p>
⑧	必須項目	<p>・運転開始年月日(申請時において運転開始していない場合は予定年月日)を記入します。</p> <p>※既存設備の場合、運転開始年月日(若しくは設備の設置完了年月日、売電開始年月日)を記入します。</p>
⑨	選択必須項目	<p>・太陽光発電設備の場合、太陽電池の製造事業者名、種類、変換効率、型式番号を記入します。</p> <p>・変換効率については、注7を参考とし、備考欄において該当する項目を選択してチェックします。</p> <p>・添付書類として、太陽光パネルメーカーが作成した変換効率の根拠資料(製品パンフレットの写しや技術仕様書等)を添付してください。</p>

⑩	必須項目	<ul style="list-style-type: none"> ・電気事業者に供給する電力量の計量方法を記入します。 ※販売電力量を計測する電力量計は計量法上の使用の制限を満たす計量器であること。 ※申請段階で電力量計が特定されていない場合は、電力量計を設置した後、「電力量計設置報告書」により速やかに報告すること（※本記載要領巻末7. 参考④を参照）。 ※増設分を既存設備とは別設備として新たに認定申請をする場合、「他設備の増設分として子メーター計測」と記入するとともに、他設備（既存設備）の設備IDも記入します。 ・当該申請設備の系統線への接続方法について、次のどの配線方法とするかを記入します。 <ul style="list-style-type: none"> ① 1 の需要場所に 1 引込の配線とする。 ② 1 の需要場所を 2 つの需要場所に分割し、需要場所ごとに 1 引込の配線とする。 ③ 電気事業法施行規則附則第 17 条に規定する需要場所の特例により、1 の需要場所に 2 引込の配線とする。
⑪	必須項目	<ul style="list-style-type: none"> ・当該申請設備を保有又は占有する事業者の事業者名、代表者の役職名、氏名、住所を記入します。 ※申請者と当該申請設備を保有又は占有する事業者が同じ場合は、「申請者と同じ」と記入しても差し支えありません。
⑫	必須項目	<ul style="list-style-type: none"> ・構造図は、発電設備の接続状況、配置関係などの物理的又は地理的な構造を示す平面図や断面図などです。発電設備の区分ごとの添付図面は次のとおりです。 (太陽光発電設備) <ul style="list-style-type: none"> ・位置図、設置場所の平面図（敷地図）、パネル配置図、架台の概要図 (風力発電設備) <ul style="list-style-type: none"> ・位置図、設置場所の平面図（敷地図）、発電設備（風車等）の配置図 (水力発電設備) <ul style="list-style-type: none"> ①水路式発電所の場合 <ul style="list-style-type: none"> 位置図、取水設備～導水路～沈砂施設～水圧管路～水車～放水設備を示す平面図及び縦断面図 ②ダム式又はダム水路式発電所の場合 <ul style="list-style-type: none"> 位置図及びダムの平面図、縦断面図、取水設備～導水路～水圧管路～水車～放水設備を示す平面図及び縦断面図 (地熱発電設備) <ul style="list-style-type: none"> ・位置図、発電設備配置図（生産井～発電設備～還元井を示す平面図）、システムフロー図（生産井～発電設備～還元井） ・添付する全ての書類については適切な名称を記入します。
⑬		<ul style="list-style-type: none"> ・配線図は、発電機（発電設備）から取引用電力量計を経由して系統線（送電線）までの配線状況を示す図面です。一般的には単線結線図と呼ばれています。 ・配線図（単線結線図）上の電力量計（VCT、MOF*を含む）を引出し線で指し示し、「計量法上の使用の制限を満たす電力量計を設置する」旨について記載します。（※本記載要領巻末7. 参考③「電力量計の設置についての記載例」を参照） ・書類名は適切な名称を記入します。 ※一の需要場所内に、系統線に接続する発電機が複数ある場合は、全ての発電機が記載されている配線図を提出してください。 ※VCT、MOF：計器用変圧器、計器用変流器のこと。

⑭	必須項目	<ul style="list-style-type: none"> ・調達期間にわたり、安定的かつ効率的に再生可能エネルギー電気を発電することが可能であると見込まれるものかどうかを示す書類として、メンテナンス体制を示す書類を添付します。（※本記載要領巻末7. 参考③参照） ・体制図に記載する連絡先電話番号は国内のものに限ります。（施行規則第7条2項2号） ・メンテナンス責任者名の横には役職印又は会社印を押印します。 ・メンテナンス責任者となるSPCやO&Mが決まっていない場合は、発電事業者がメンテナンス責任者となって申請し、SPCやO&Mの決定後、運転開始前までに【様式3：変更認定申請書】を提出します。 ・体制図には主要発電設備の製造メーカー（会社名）を記載します。 <p>※申請段階でメンテナンス体制の細部事項（保守部署名、連絡先電話番号）が決定していない場合は、【様式5：軽微変更届出書】にて運転開始までに報告すること。</p>
⑮	必須項目	<ul style="list-style-type: none"> ・新設設備の場合は「新設のため該当なし」と記載します。 ・既に運転を開始している設備については、その運転開始年月日（若しくは設備の設置完了年月日、売電開始年月日）を証明する書類（受給契約書、建築確認済証、設置完了証明書等）を添付してください。 ・書類名は適切な名称を記入します。
⑯	必須項目	<ul style="list-style-type: none"> ・申請時において、発電に用いる設備が具体的に特定されていることを証明するための書類です。製品の製造事業者及び型式番号等、当該認定設備の内容を特定することのできる記号・番号を証する書類を添付してください。 ・発電設備の区分ごとの添付書類は次のとおりです。 <p>（太陽光発電設備）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・太陽光パネル（モジュール）、パワーコンディショナーの仕様書 <p>（風力発電設備）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・風力発電設備（風車、ナセルなど）の外形図、組立図等の図面及び仕様書 <p>（水力発電設備）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水車、発電機の外形図、組立図等の図面及び仕様書 <p>（地熱発電設備）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生産井、還元井の概要図、気水分離機、フラッシュャー、蒸気タービン、発電機の外形図、組立図等の図面及び仕様書 <p>※図面は製造メーカーのロゴが明記されているものであること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・書類名は適切な名称を記入します。
⑰	必須項目	<ul style="list-style-type: none"> ・再生可能エネルギー発電設備を導入するに当たり、「地域新エネルギー等導入促進対策費補助金」、「新エネルギー等事業者支援対策費補助金」、「新エネルギー事業者支援対策費補助金」、「中小水力・地熱発電開発費等補助金」のいずれかを受給している場合は、補助金額確定通知書のコピーを添付してください。 <p>※「地域新エネルギー等導入促進対策費補助金」及び「新エネルギー等事業者支援対策費補助金」については、平成21年度より統合され、「新エネルギー等導入加速化支援対策費補助金」として執行されているため留意すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・書類名は適切な名称を記入します。

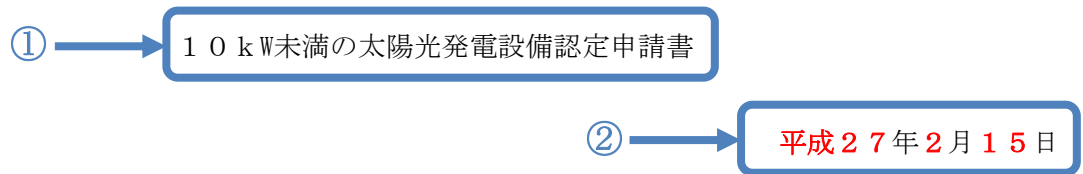
⑱	任意項目	<p>・その他の添付書類がある場合は、その他1、その他2の欄に書類名を記載します。 更に添付書類がある場合は、その他3、その他4・・・と添付書類数と同数の記載欄を追加し、書類名を記載します。</p> <p>※環境影響評価法や地方公共団体が定める条例等に基づいて環境影響評価手続が必要となる設備については、環境影響評価方法書^{*1}に関する手続を開始したことを証する書類^{*2}を添付すること。</p> <p>※1 環境影響評価方法書の名称</p> <ul style="list-style-type: none"> ・手続を定める条例等によっては、「環境影響評価方法書」という名称ではないものもあるが、その場合は「環境影響評価方法書」に類する書類、すなわち、環境影響評価を行う方法について検討した内容を記載する書類に当たるものを添付すること。 <p>※2 証拠書類の例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・方法書手続を開始した旨が記載された事業者や関係地方公共団体のウェブサイト画面を印刷したもの ・方法書手続を開始した旨が記載された関係地方公共団体の公報や広報誌のコピー (方法書そのものでは手続を開始した証拠書類とは見なせません) <p>※電気の需要場所としては分かれている隣接する複数の建物の屋根に太陽光発電設備を設置する場合、当該隣接する複数の建物の所有者及び当該太陽光発電設備の設置者が同一の場合に限って、それらの太陽光発電設備を電線路でつなぎ、1発電設備として設備の認定を受け、電気事業者との系統連系は1カ所として売電することができます。</p> <p>こうした申請をする場合には、所有者が同一であることを確認するため、以下のいずれかの書類を添付すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 当該隣接する複数の建物の登記簿謄本（写しでも可） - 売買契約書の写し <p>※50kW以上の太陽光発電設備の場合は、第1表「設備情報」に記載した設備所在地の土地確保状況を確認する書類として、認定申請に係る全ての土地の登記簿謄本（写しでも可）。</p> <p>登記簿謄本に記載される権利者と発電事業者が異なる場合は、併せて下記のいずれかの書類を添付すること。</p> <p><設置場所を所有して売電事業を行う場合であって、登記が完了していない場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ・売買契約書の写し <p><設置場所において、賃貸、又は、地上権設定を受けて売電事業を行う場合であって、登記が完了していない場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ・賃貸借契約書、又は、地上権設定契約書の写し <p><申請時点で、設置場所の所有、又は賃貸・地上権設定を受けていない場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ・権利者の証明書 <p><屋根置きの場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ・建物登記簿 <p>(注) 共有地における案件については、当該土地の登記簿謄本に記載された土地の共有者全員の名簿に加え、認定申請者を除く当該共有者全員からの権利者の証明書の提出が必要。</p>
---	------	---

		※50kW未満の太陽光発電設備以外の場合、「再生可能エネルギー発電設備の設置場所に係る関係法令確認書」の添付が必要です。(※本記載要領巻末7. 参考⑬参照)
⑱	—	・バイオマス発電以外の場合は、記載不要です。(※バイオマス発電設備のみ記入します。)
⑳	選択必須項目	<p>・発電事業者が、地方税法第72条の4に規定する法人に該当する場合にはチェックします。 (地方税法第72条の4に規定する法人)</p> <ul style="list-style-type: none"> — 都道府県、市町村、特別区、これらの組合及び合併特例区その他政令で定める公共団体 — 地方独立行政法人 — 法人税法別表第一に規定する独立行政法人 — 国立大学法人等及び日本司法支援センター — 沖縄振興開発金融公庫、株式会社国際協力銀行、株式会社日本政策金融公庫、日本年金機構、地方住宅供給公社、地方道路公社、土地開発公社及び地方公共団体金融機構法（平成十九年法律第六十四号）に規定する地方公共団体金融機構 — 社会保険診療報酬支払基金、日本放送協会、日本中央競馬会及び日本下水道事業団

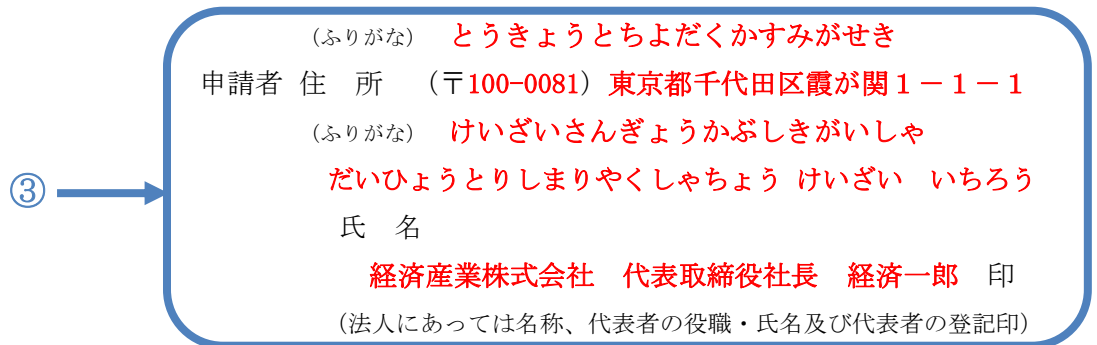
2. 10kW未満の太陽光発電設備認定申請書

(1) 申請書様式

様式第2 (第7条関係)



経済産業大臣 殿



電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第6条第1項の規定により、10kW未満の太陽光発電設備の認定を受けたいので、次のとおり申請します。

申請設備情報 第1表による

担当経済産業局 (注1) C ← ④

第1表

申請設備情報一覧（注2）

太陽光発電設備の概要		備考		
設備情報	発電設備の区分 (注3)	S		
	発電出力 (kW) (注4)	4.2	← ⑤	
	設備名称	経済一郎宅太陽光発電		
	設備の所在地	東京都千代田区霞が関1-1-1		
	設備の形態 (複数選択可) <input checked="" type="checkbox"/> 屋根置き (<input checked="" type="checkbox"/> 既設の建物等 <input type="checkbox"/> 建設予定の建物等) <input type="checkbox"/> 地上設置		← ⑥ ← ⑦	
	運転開始予定日 (注5)	平成27年4月1日	<input type="checkbox"/> 既存設備	
	太陽電池に係る事項 (注6)	製造事業者名	経済産業株式会社	← ⑧
		種類	B	
		変換効率	8.0%	<input type="checkbox"/> 真性変換効率 <input checked="" type="checkbox"/> 実効変換効率 <input type="checkbox"/> 除外事項該当性
		型式番号	AB123C45	
配線方法 (注7)	Y	← ⑨		
電気事業者への電気 供給量の計測方法 (注8)	標準配線図のとおり	← ⑩		
設置者情報 (注9)	発電事業者名	申請者と同じ		
	代表者	役職	申請者と同じ	
		氏名	申請者と同じ	← ⑪
	住所	(〒) 申請者と同じ		

		書類名	
添 付 書 類	①構造図 (注10)	標準構造図のとおり	← ⑫
	②配線図 (注10)	標準配線図のとおり	
	③メンテナンス体制 確認書類(注11)	メンテナンス体制図	← ⑬
	④発電設備の内容を 証する書類(注12)	太陽光発電設備購入契約書	← ⑭
	⑤JIS等性能確認書 類	太陽光発電設備購入契約書	← ⑮
	⑥その他1		
	⑦その他2		← ⑯
	⑧その他3 (注13)		

(注1) 申請書を提出する担当経済産業局は次の記号にて記載すること。

A：北海道経済産業局、B：東北経済産業局、C：関東経済産業局、D：中部経済産業局、
E：近畿経済産業局、F：中国経済産業局、G：四国経済産業局、H：九州経済産業局、
I：内閣府沖縄総合事務局

(注2) 申請設備数が複数となる場合には、同じ表を追加すること。

(注3) 発電設備の区分は次の記号にて記載すること。

S：太陽光発電設備のみ、T：太陽光発電設備に自家発電設備等を併設するもの（非常用自家発電設備を除く）

(注4) 発電出力は、当該申請に係る発電設備の定格発電出力を小数1桁（小数第2位切捨て）まで記載すること。また、太陽電池の合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方の出力とし、パワーコンディショナーを複数台設置している場合は、各系列における太陽電池の合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方の出力を合計した値を記載すること。

(注5) 既設設備の場合、備考欄の「既設設備」のボックスにチェックを付して、運転開始年月日を記載すること。

(注6) 太陽電池の型式番号が複数ある場合は行を追加しそれぞれについて記載すること。

太陽電池の種類は次の記号にて記載すること。

A1：単結晶のシリコンを用いた太陽電池、A2：多結晶のシリコンを用いた太陽電池、B：

薄膜半導体を用いた太陽電池、C：化合物半導体を用いた太陽電池

変換効率は、日本工業規格C8960において定められた真性変換効率であって完成品としての太陽電池モジュールの数値を元に算定された効率、又は、実効変換効率を記載することとし、備考欄の「真性変換効率」又は「実効変換効率」のボックスのうち該当する方にチェックを入れること（真性変換効率>実効変換効率となるため、実効変換効率が認定基準を満たしていれば、真性変換効率も認定基準を満たしている。）。また、太陽光発電設備が破壊することなく折り曲げることができるもの又はレンズ若しくは反射鏡を用いるものである場合は、備考欄の「除外事項該当性」のボックスにチェックを付すこと。

(注7) 配線方法は次の記号にて記載すること。

Z：全量配線（事業者が複数の住宅の屋根を賃借して太陽光発電設備を設置する場合で、その発電出力の合計が10kW以上となる場合）

Y：余剰配線

(注8) 電気事業者に供給する再生可能エネルギー電気の量を計量する方法（どの地点で、どの計量器で等）を具体的に記載すること。

(注9) 申請者と同じ場合は、「申請者と同じ」と記載することでも良い。

(注10) 構造図の書類名欄には「標準構造図のとおり」（自家発電併設型の場合には、「併設型標準構造図のとおり」）、配線図の書類名欄には、「標準配線図のとおり」（自家発電併設型の場合には、「併設型標準配線図」）と記載する。また、標準構造図及び標準配線図によらない場合には、構造図及び配線図を提出すること。

(注11) 調達期間にわたり点検及び保守を行うことを可能とする体制が国内に備わっていること及び当該設備に関し修理が必要な場合に、当該修理が必要となる事由が生じてから三月以内に修理の実施が可能である体制が備わっていることを示す書類を添付すること。

(注12) 製品の製造事業者名及び型式番号等、当該発電設備の内容を特定することのできる記号若しくは番号を証する書類又は設備の設計仕様図若しくはそれに準じる書類を提出すること。また、太陽電池の種類及び変換効率がわかる書類も提出すること。

(注13) 項目欄が不足する場合は、欄を追加すること。

備考

- ・用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4とすること。
- ・氏名を記載し押印することに代えて署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署すること。

(2) 10kW未満の太陽光発電設備認定申請書の記載方法

No	必須有無	記 入 内 容
①	—	<ul style="list-style-type: none"> ・50kW未満の太陽光発電設備（太陽電池モジュールの出力とパワーコンディショナーの出力のいずれかが50kW未満のもの）の申請は、基本的に再生可能エネルギー入力支援システム（http://www.fit.go.jp/）により申請してください。 ※インターネット環境をお持ちでない場合で、10kW未満の太陽光発電設備（太陽電池モジュールの出力とパワーコンディショナーの出力のいずれかが10kW未満のもの）の申請の際には、本様式により申請してください。
②	必須項目	<ul style="list-style-type: none"> ・申請書の提出日を記入します。
③	必須項目	<ul style="list-style-type: none"> ・申請者の事業者情報を記入します。 ・住所、氏名（法人の場合は法人名称及び代表者の役職名、氏名）には、ふりがな（ひらがな）を付し、印鑑を押印します（法人の場合は代表者の登記印）。
④	必須項目	<ul style="list-style-type: none"> ・申請書を提出する担当経済産業局（申請書内（注1）より選択）を記号で記入します。
⑤	必須項目	<ul style="list-style-type: none"> ・発電設備の区分（申請書内（注3）より選択）を記号で記入します。 また、発電出力（太陽電池モジュールの出力とパワーコンディショナーの出力のどちらか小さい方のkW出力を小数第1位まで記載（小数第2位切捨て））、設備名称、所在地、を記入します。 ・太陽光発電設備を自家発電設備等（蓄電池や燃料電池、ガスコジェネレーション等）と併設する場合、自家発電設備等から供給される電気を自家消費に充てることができ、太陽光発電設備によって生じる電気の売電量を押し上げることとなるため、ダブル発電の価格が適用されます。このため、発電設備の区分をTとして下さい（自家発電設備等からの電気が系統に逆潮しないための逆潮防止リレーが設置されている必要があります）。 なお、自家発電設備等と併設する場合であっても、太陽光パネルが発電を行っている間は自家発電設備等からの電気が流れないような場合など、押し上げ効果がないシステムであることを証明すれば、ダブル発電の価格は適用されず発電設備の区分はSとなります。
⑥	必須項目	<ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電設備の場合、その形態について、該当する項目を選択してチェックします。（複数項目を選択することもできます。）
⑦	必須項目	<ul style="list-style-type: none"> ・運転開始年月日（申請時において運転開始していない場合は予定年月日）を記入します。 ※既存設備の場合、運転開始年月日（若しくは設備の設置完了年月日、売電開始年月日）を記入します。
⑧	必須項目	<ul style="list-style-type: none"> ・太陽光パネル（破壊することなく折り曲げることができるもの及びレンズ又は反射鏡を用いるものを除く）の種類（申請書内（注6）より選択）を記号で記入します。 また、変換効率を記入します。実効変換効率を記入する場合は括弧書き（例：○○. ○%）で記入してください。 ※太陽光普及拡大センター（J-PEC）^(注) に型式登録されているパネルの場合は型式登録がされていることが分かる書類を添付してください。なお、再生可能エネルギー入力支援システムを通じて、型式選択リストから太陽光パネルの型式を選択し申請する場合は、J-PEC に型式登録されていることがこれをもって確認できるため、添付は不要です。 ※J-PEC に型式登録されていないパネルの場合は、太陽光パネルメーカーがその変換効率の根拠としている資料を添付してください。 （注）平成26年8月より太陽光普及拡大センター（J-PEC）による型式登録作業が終了し、JPEA 代行申請センター（JP-AC）にて型式登録を行っています。
⑨	必須項目	<ul style="list-style-type: none"> ・当該申請設備の配線方法（全量配線であればZ、余剰配線であればY）を記号で記入します。 10kW未満の小規模太陽光発電について、事業者が複数の住宅等にまとめて太陽光発電設備を設置し、その発電出力の合計が10kW以上となる場合における申請は、配線方法を「Z」、備考欄に「屋根貸し」と記入します。

⑩	必須項目	<ul style="list-style-type: none"> 標準配線図によらない場合は、電気事業者に供給する再生可能エネルギー電気の量の計量方法を記入してください。具体的には、該当する電力量計（VCT、MOFを含む）を配線図（単線結線図）内で指し示してください。 <p>※増設分を既存設備とは別設備として新たに認定申請をする場合、「他設備の増設分として子メーター計測」と記入するとともに、他設備（既存設備）の設備IDも記入します。</p>
⑪	必須項目	<ul style="list-style-type: none"> 申請設備を保有又は占有する設置者名、代表者名、住所を記入します。 <p>※申請者と申請設備を保有又は占有する事業者が同じである場合は、「申請者と同じ」と記入しても差し支えありません。</p>
⑫	必須項目	<ul style="list-style-type: none"> 構造図の書類名欄には「標準構造図のとおり」と記載してください。 自家発電併設型の場合は、「併設型標準構造図のとおり」（※記載要領巻末の7. 参考⑤～⑦参照） 配線図の書類名欄には、「標準配線図のとおり」と記載してください。 自家発電併設型の場合は、「併設型標準配線図」と記載してください。（※記載要領巻末の7. 参考⑧～⑩参照） 標準構造図及び標準配線図によらない場合には、構造図及び配線図を提出してください。
⑬	必須項目	<ul style="list-style-type: none"> 調達期間にわたり、安定的、かつ効率的に再生可能エネルギー電気を発電することが可能であると見込まれるものかどうか分かる書類として、メンテナンス体制を示す書類を添付してください。 書類名は適切な名称を記入します。 <p>※太陽光普及拡大センター（J-PEC）^{（注）}において型式登録がされていることが分かる書類（売買契約書等、設備の型式番号が記載された書類等）を添付すれば、型式登録の際にメンテナンス体制が確認されているため、新たな書類の添付は不要です。</p> <p>※申請段階においてメンテナンス体制が構築されていない場合は、体制を構築した後、速やかに報告すること。</p> <p>（注）平成26年8月より太陽光普及拡大センター（J-PEC）による型式登録作業が終了し、JPEA 代行申請センター（JP-AC）にて型式登録を行っています。</p>
⑭	必須項目	<ul style="list-style-type: none"> 申請時において、発電に用いる設備が具体的に特定されていることを証明するための書類です。 製品の製造事業者及び型式番号等、当該認定設備の内容を特定することのできる記号・番号を証する書類又は設備の設計仕様図若しくはそれに準じる書類を添付してください。 書類名は適切な名称を記入します。
⑮	必須項目	<ul style="list-style-type: none"> 主として消費者向けの設備であるため、その品質についてJIS基準又はこれに相当する認証制度によって認証を受けることを求め、その安定供給を確保することを確認するための書類です。 JIS基準又はこれに相当する認証制度によって認証を受けた書類を添付してください。 書類名は適切な名称を記入します。 <p>※⑭の発電設備の内容を証する書類により認証の有無が確認できる場合（型式番号等により認証が確認できる等）は、⑭により代替できるものとします。</p>
⑯	任意項目	<ul style="list-style-type: none"> その他の添付書類がある場合は、その他1、その他2の欄に書類名を記載します。 更に添付書類がある場合は、その他3、その他4・・・と添付書類数と同数の記載欄を追加し、書類名を記載します。 <p>例えば、屋根貸しによる認定申請の場合は、屋根の賃借に係る契約書を添付する必要があるため、本欄に書類名を記載します。</p>

3. 再生可能エネルギー発電設備変更認定申請書

(1) 申請書様式

【10kW以上の太陽光・風力・水力・地熱発電の場合】

様式第3（第9条関係）

① → 再生可能エネルギー発電設備変更認定申請書
(10kW未満の太陽光発電設備を除く)

② → 平成27年2月15日

経済産業大臣 殿

③ → (ふりがな) とうきょうとちよだくかすみがせき
申請者住所 (〒100-0081) 東京都千代田区霞が関1-1-1
(ふりがな) けいざいさんぎょうかぶしきがいしゃ
だいひょうとりしまりやくしゃちょう けいざい いちろう
氏名
経済産業株式会社 代表取締役社長 経済一郎 印
(法人にあつては名称、代表者の役職・氏名及び代表者の登記印)

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第6条第4項の規定に基づき認定発電設備について変更の認定を受けたいので、次のとおり申請します。

④ ↓

変更対象設備（注1）

設備ID	AA123456C13
設備名称	経済クリーン太陽光発電所
設備の所在地	東京都千代田区霞が関1-1-1
発電出力(kW)	400.0
運転開始の有無（注2）	<input checked="" type="checkbox"/> 運転開始前 <input type="checkbox"/> 運転開始後（運転開始日： 年 月 日）

変更概要（該当項目をチェック：複数選択可）

認定設備情報 ← ⑤

認定設備使用燃料一覧（バイオマス発電の場合）

担当経済産業局（注3） C ← ⑥

認定設備情報（注4）

		変更前	⑦ 変更の有無	⑧ 変更後	⑨ 変更理由	⑩ 備考
点検及び保守を行う体制（注5）			<input type="checkbox"/> 変更あり <input checked="" type="checkbox"/> 変更なし			
太陽電池に係る事項（注6）	製造事業者		<input type="checkbox"/> 変更あり <input checked="" type="checkbox"/> 変更なし		<input type="checkbox"/> 製造事業者都合 <input type="checkbox"/> 上記以外	
	種類		<input type="checkbox"/> 変更あり <input checked="" type="checkbox"/> 変更なし		<input type="checkbox"/> 製造事業者都合 <input type="checkbox"/> 上記以外	
	変換効率	← ⑫	<input type="checkbox"/> 変更あり <input checked="" type="checkbox"/> 変更なし		<input type="checkbox"/> 製造事業者都合 <input type="checkbox"/> 上記以外	<input type="checkbox"/> 真性変換効率 <input type="checkbox"/> 実効変換効率
	型式番号		<input type="checkbox"/> 変更あり <input checked="" type="checkbox"/> 変更なし			<input type="checkbox"/> 除外事項該当性
発電出力(kW)（注7）		400.0	<input checked="" type="checkbox"/> 変更あり <input type="checkbox"/> 変更なし	500.0	<input type="checkbox"/> 電気事業者都合 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 発電出力増のため	
発電設備の区分（注8）		A	<input type="checkbox"/> 変更あり <input checked="" type="checkbox"/> 変更なし			
電気事業者への電気の供給方法			<input type="checkbox"/> 変更あり <input checked="" type="checkbox"/> 変更なし			
電気事業者への電気供給量の計測方法			<input type="checkbox"/> 変更あり <input checked="" type="checkbox"/> 変更なし			
添付書類（注9）	①変更内容説明書（注10）	← ⑬	—	書類名：変更内容説明書		
	②構造図		<input checked="" type="checkbox"/> 変更あり <input type="checkbox"/> 変更なし <input type="checkbox"/> 新規	書類名：設備（太陽光モジュール等）配置図		
	③配線図		<input checked="" type="checkbox"/> 変更あり <input type="checkbox"/> 変更なし <input type="checkbox"/> 新規	書類名：単線結線図		
	④メンテナンス体制確		<input type="checkbox"/> 変更あり <input checked="" type="checkbox"/> 変更なし	書類名：		

認書類 (注11)		<input type="checkbox"/> 新規			
⑤発電設備 の内容を証 する書類 (注12)		<input type="checkbox"/> 変更あり <input checked="" type="checkbox"/> 変更なし <input type="checkbox"/> 新規	書類名：太陽光モ ジュール及びパ ワーコンディシ ョナ仕様書		
⑥その他1		<input type="checkbox"/> 変更あり <input checked="" type="checkbox"/> 変更なし <input type="checkbox"/> 新規	書類名：		
⑦その他2		<input type="checkbox"/> 変更あり <input checked="" type="checkbox"/> 変更なし <input type="checkbox"/> 新規	書類名：		
⑧その他3 (注13)		<input type="checkbox"/> 変更あり <input checked="" type="checkbox"/> 変更なし <input type="checkbox"/> 新規	書類名：		

↑
⑭

↑
⑮

認定設備使用燃料一覧（バイオマス発電の場合で変更がある場合に記載）

変 更 前			変 更 後			備 考
燃料区分 (注14)	燃料番号 (注15)	燃料名 (注16)	燃料区分 (注14)	燃料番号 (注15)	燃料名 (注16)	

(注1) 変更前の認定設備情報を記載すること。

(注2) 運転開始後を選択した場合は、運転開始日を記載するとともに、受給が開始されたことを証する電力会社発行の書類を提出すること。

(注3) 申請書を提出する担当経済産業局は次の記号にて記載すること。

A：北海道経済産業局、B：東北経済産業局、C：関東経済産業局、D：中部経済産業局、
E：近畿経済産業局、F：中国経済産業局、G：四国経済産業局、H：九州経済産業局、
I：内閣府沖縄総合事務局

(注4) 変更の有無記載欄については、変更が無い場合、「変更なし」のボックスにチェックし、変更後記載欄以降の記載は不要とする。変更がある場合、「変更あり」のボックスにチェックし変更内容を記載すること。変更理由欄又は備考欄は必要があれば記載すること。

(注5) 点検及び保守を行う体制について、責任を行う事業者又は主要設備の製造事業者の変更がある場合に記載すること。

(注6) 太陽光発電についてのみ記載し、太陽電池の型式番号が複数ある場合は行を追加しそれぞれについて記載すること。

太陽電池の種類は次の記号にて記載すること。

A1：単結晶のシリコンを用いた太陽電池、A2：多結晶のシリコンを用いた太陽電池、B：薄膜半導体を用いた太陽電池、C：化合物半導体を用いた太陽電池

変換効率については、変更前に日本工業規格C8960において定められた真性変換効率であって完成品としての太陽電池モジュールの数値を元に算定された効率を記載した場合は、備考欄の「真性変換効率」に、実効変換効率を記載した場合には、同欄の「実効変換効率」のボックスにチェックを付し、それぞれの数値を記載すること（真性変換効率>実効変換効率となるため、実効変換効率が認定基準を満たしていれば、真性変換効率も認定基準を満たしている。）。

また、太陽光発電設備が破壊することなく折り曲げることができるもの又はレンズ若しくは反射鏡を用いるものである場合は、備考欄の「除外事項該当性」のボックスにチェックを付すこと。

さらに、太陽電池の製造事業者名、種類又は変換効率の変更が、変更前の製造事業者が変更前の種類の太陽電池の製造の事業を行わなくなったことによる場合は、変更理由欄の「製造事業者都合」のボックスにチェックを付して、その根拠となる書類を提出すること。

(注7) 発電出力は、当該申請に係る発電設備の定格発電出力を小数1桁（小数第2位切捨て）まで記載すること。太陽光発電の場合は、太陽電池の合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方の出力とし、パワーコンディショナーを複数台設置している場合は、各系列における太陽電池の合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方の出力を合計した値を記載すること。なお、変更後の発電出力が、10kW未満になる場合は、様式第4により申請すること。また、電気事業者による接続の検討の結果、出力を変更しなければならない場合にあつては、変更理由欄の「電気事業者都合」のボックスにチェックを付して、その根拠となる書類を提出すること。

(注8) 発電設備の区分は次の記号にて記載すること。

A：太陽光発電設備（10kW以上）、C：風力発電設備（20kW未満）、D：風力発電設備（20kW以上）、U：洋上風力発電設備（20kW以上）、E：水力発電設備（200kW未満）、V：特定水力発電設備（200kW未満）、I：水力発電設備（200kW以上1000kW未満）、X：特定水力発電設備（200kW以上1000kW未満）、J：水力発電設備（1000kW以上30000kW未満）、Y：特定水力発電設備（1000kW以上30000kW未満）、K：地熱発電設備（15000kW未満）、L：地熱発電設備（15000kW以上）、M：バイオマス発電設備（メタン発酵ガス）、1：バイオマス発電設備（森林における立木竹の伐採又は間伐により発生する未利用の木質バイオマス（輸入されたものを除く）燃焼、2000kW未満）、N：バイオマス発電設備（森林における立木竹の伐採又は間伐により発生する未利用の木質バイオマス（輸入されたものを除く）燃

焼、2000kW以上)、O:バイオマス発電設備(一般木質バイオマス・農作物残さ燃焼)、Q:バイオマス発電設備(建設資材廃棄物燃焼)、R:バイオマス発電設備(一般廃棄物・木質バイオマス以外のバイオマス燃焼)

(注9) 以前の提出書類から変更がある項目は「変更あり」、変更がない項目は「変更なし」、以前提出しておらず本申請で新たに提出する書類の項目は「新規」のボックスにチェックすること。また、以前提出してなく本申請でも提出しない項目は「変更なし」のボックスにチェックすること。

(注10) 設備を変更しようとする理由及び変更の内容等を簡潔に記載した書面を提出すること。

(注11) 調達期間にわたり点検及び保守を行うことを可能とする体制について、変更後のものが、国内に備わっていること及び当該設備に関し修理が必要な場合に、当該修理が必要となる事由が生じてから三月以内に修理の実施が可能である体制が備わっていることを示す書類を添付すること。

(注12) 製品の製造事業者名及び型式番号等、当該発電設備の内容を特定することのできる記号若しくは番号を証する書類又は設備の設計仕様図若しくはそれに準じる書類を添付すること。太陽光発電の場合は、太陽電池の種類及び変換効率がわかる書類も併せて提出すること。

(注13) 項目欄が不足する場合は、欄を追加すること。

(注14) 燃料区分の欄には、ボイラーや内燃機関等に投入する発熱量を有する全ての燃料について、燃料区分名を次の記号にて記載すること。

[燃料区分]

A:メタン発酵ガス、B:森林における立木竹の伐採又は間伐により発生する未利用の木質バイオマス(輸入されたものを除く)、C:一般木質バイオマス・農作物残さ(製材等残材、輸入木材、農作物残さ等)、D:建設資材廃棄物、E:一般廃棄物・木質バイオマス以外のバイオマス、F:その他(助燃剤等)

(注15) 燃料番号の欄には、ボイラーや内燃機関等に投入する発熱量を有する全ての燃料について、次の番号にて記載すること。複数ある場合には複数記載すること。

[バイオマス燃料]

01:間伐材又は主伐材

02:建設資材廃棄物

03:01及び02以外の木材(製材端材や輸入木材等)

04:パーム椰子殻、もみ殻等の農作物残さ

05:一般廃棄物又は産業廃棄物

06:鶏糞

07:下水汚泥

08:食品廃棄物

09:RDF

10:RPF

11:黒液

12:その他廃棄物由来のバイオマス燃料

13：その他のバイオマス燃料

[バイオマス燃料以外の燃料（助燃剤として用いるものを含む。以下同じ。）]

14：石油

15：石油ガス

16：可燃性天然ガス

17：石炭

18：上記14から17までに掲げるものから製造される製品又は燃料

19：上記14から18までに掲げるもので廃棄物となったもの

20：その他のバイオマス燃料以外の燃料

(注16) 燃料名の欄には、ボイラーや内燃機関等に投入する発熱量を有する全ての燃料について具体的な燃料名を記載すること。

備考

- ・用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4とすること。
- ・氏名を記載し押印することに代えて署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署すること。

(2) 再生可能エネルギー発電設備変更認定申請書の記載方法

【10kW以上の太陽光・風力・水力・地熱発電の場合】

No	必須有無	記 入 内 容
①	—	<p>・認定された再生可能エネルギー発電設備（10kW以上の太陽光発電、風力発電、水力発電、バイオマス発電、地熱発電）において、以下に該当する場合は変更認定申請を本様式により申請してください。</p> <p><変更申請を要する場合></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 太陽電池のメーカー、種類、変換効率、型式番号の変更 2. 発電設備の出力の変更 3. 発電設備の区分の変更（太陽光9kW→11kWのように区分をまたぐ場合） 4. 供給する再生可能エネルギー電気の量の計測の方法の変更（全量から余剰など電力量計の配置を変更する場合や、増加する部分の供給量を別に計量する場合） 5. メンテナンス体制（メンテナンス責任者や主要設備をメンテナンスする会社）の変更 6. バイオマス発電設備において利用されるバイオマスの種類の変更
②	必須項目	・申請書の提出日を記入します。
③	必須項目	<p>・申請者の事業者情報を記入します。</p> <p>・住所、氏名（法人の場合は法人名称及び代表者の役職名、氏名）には、ふりがな（ひらがな）を付し、印鑑を押印します（法人の場合は代表者の登記印）。</p>
④	必須項目	・変更対象設備の設備ID、設備名称、所在地、発電出力、運転開始の有無を記入します。
⑤	必須項目	<p>・変更する情報項目を選択してチェックします。（複数項目を選択することもできます。）</p> <p>・設備情報を変更する場合は、「認定設備情報」をチェックします。</p>
⑥	必須項目	・申請書を提出する担当経済産業局の記号（申請書内（注3）より選択）を記入します。
⑦	選択必須項目	・設備情報を変更する項目について、変更前の点検及び保守を行う体制、発電出力、発電設備の区分、電気事業者への電気の供給方法、電気事業者への電気供給量の計測方法を記入します。
⑧	必須項目	・設備情報の各項目について、変更する場合は「変更あり」を選択、変更しない場合は「変更なし」を選択し、チェックします。
⑨	選択必須項目	<p>・設備情報を変更する項目について、変更後の点検及び保守を行う体制、発電出力、発電設備の区分、電気事業者への電気の供給方法、電気事業者への電気供給量の計測方法を記入します。</p> <p>※子メーターを設置する場合、電気事業者への電気供給量の計測方法の欄に「子メーター計測」と記入するとともに、変更前の計測方法は「単独計測」と記入してください。</p>
⑩	必須項目	・変更理由を簡潔に記入します。
⑪	任意項目	・認定設備情報について記載すべき事項があれば記入します。
⑫	選択必須項目	<p>・太陽光発電設備の場合、太陽電池の製造事業者名、種類、変換効率、型式番号を記入します。</p> <p>・変換効率については、注6を参考とし、備考欄において該当する項目を選択してチェックします。</p> <p>・添付書類として、太陽光パネルメーカーが作成した変換効率の根拠資料（製品パンフレットの写しや技術仕様書等）を添付してください。</p>
⑬	必須項目	<p>・変更内容説明書（変更しようとする内容を簡潔に記載した任意様式の書面）を作成・提出します。</p> <p>・（注7）にあるように、大幅な出力変更に伴う変更認定申請であって、運転開始前の出力変更である場合は、当該説明書面に「運転開始前である。」と、また電気事業者都合による出力変更でない場合は、「自己都合による出力変更である。」と必ず明記してください。</p>
⑭	必須項目	・提出書類について、前回の提出書類を変更する場合は「変更あり」を選択、変更しない場合は「変更なし」を選択、本申請で新たに提出する書類の場合は「新規」を選択し、チェックします。
⑮	選択必須項目	<p>・「変更あり」、「新規」の提出書類がある場合は、その書類名を記入します。</p> <p>・書類名は適切な名称を記入します。</p>

4. 10kW未満の太陽光発電設備変更認定申請書

(1) 申請書様式

様式第4 (第9条関係)

① → 10kW未満の太陽光発電設備変更認定申請書

② → 平成27年2月15日

経済産業大臣 殿

③ →

(ふりがな) **とうきょうとちよだくかすみがせき**
 申請者住所 (〒100-0081) **東京都千代田区霞が関1-1-1**
 (ふりがな) **けいざいさんぎょうかぶしきがいしゃ**
だいひょうとりしまりやくしゃちょう けいざい いちろう
 氏名
経済産業株式会社 代表取締役社長 経済一郎 印
 (法人にあつては名称、代表者の役職・氏名及び代表者の登記印)

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第6条第4項の規定に基づき認定発電設備について変更の認定を受けたいので、次のとおり申請します。

④ ↓

変更対象設備 (注1)

設備ID	SA123456C13
設備名称	経済クリーン太陽光発電所
設備の所在地	東京都千代田区霞が関1-1-1
発電出力 (kW)	4.2
運転開始の有無 (注2)	<input checked="" type="checkbox"/> 運転開始前 <input type="checkbox"/> 運転開始後 (運転開始日: 年 月 日)

変更概要 (該当項目をチェック)

認定設備情報 ← ⑤

担当経済産業局 (注3) C ← ⑥

認定設備情報（注4）

		変 更 前	⑦ ↓ 変更の有無	⑧ ↓ 変 更 後	⑨ ↓ 変更理由	⑩ ↓ 備 考
点検及び保守を行う体制（注5）			<input type="checkbox"/> 変更あり <input checked="" type="checkbox"/> 変更なし			
太陽電池に係る事項（注6）	製造事業者		<input type="checkbox"/> 変更あり <input checked="" type="checkbox"/> 変更なし		<input type="checkbox"/> 製造事業者都合 <input type="checkbox"/> 上記以外	
	種類		<input type="checkbox"/> 変更あり <input checked="" type="checkbox"/> 変更なし		<input type="checkbox"/> 製造事業者都合 <input type="checkbox"/> 上記以外	
	変換効率	← ⑫	<input type="checkbox"/> 変更あり <input checked="" type="checkbox"/> 変更なし		<input type="checkbox"/> 製造事業者都合 <input type="checkbox"/> 上記以外	<input type="checkbox"/> 真性変換効率 <input type="checkbox"/> 実効変換効率
	型式番号		<input type="checkbox"/> 変更あり <input checked="" type="checkbox"/> 変更なし			<input type="checkbox"/> 除外事項該当性
発電出力(kW)（注7）		4.2	<input checked="" type="checkbox"/> 変更あり <input type="checkbox"/> 変更なし	6.0	<input type="checkbox"/> 電気事業者都合 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外	
発電設備の区分（注8）			<input type="checkbox"/> 変更あり <input checked="" type="checkbox"/> 変更なし			
配線方法（注9）			<input type="checkbox"/> 変更あり <input checked="" type="checkbox"/> 変更なし			
電気事業者への電気の供給方法			<input type="checkbox"/> 変更あり <input checked="" type="checkbox"/> 変更なし			
電気事業者への電気供給量の計測方法			<input type="checkbox"/> 変更あり <input checked="" type="checkbox"/> 変更なし			
添付書類（注10）	①変更内容説明書（注11）		—	書類名：変更内容説明書		
	②構造図（注12）		<input checked="" type="checkbox"/> 変更あり <input type="checkbox"/> 変更なし <input type="checkbox"/> 新規	書類名：設備（太陽光モジュール等）配置図		
	③配線図（注12）		<input checked="" type="checkbox"/> 変更あり <input type="checkbox"/> 変更なし <input type="checkbox"/> 新規	書類名：単線結線図		
	④メンテナンス体制確		<input type="checkbox"/> 変更あり <input checked="" type="checkbox"/> 変更なし	書類名：		

認書類 (注13)		<input type="checkbox"/> 新規			
⑤JIS等性能確認書類		<input checked="" type="checkbox"/> 変更あり <input type="checkbox"/> 変更なし <input type="checkbox"/> 新規	書類名：太陽光発電設備購入契約書		
⑥発電設備の内容を証する書類 (注14)		<input checked="" type="checkbox"/> 変更あり <input type="checkbox"/> 変更なし <input type="checkbox"/> 新規	書類名：太陽光発電設備購入契約書		
⑦その他1		<input type="checkbox"/> 変更あり <input checked="" type="checkbox"/> 変更なし <input type="checkbox"/> 新規	書類名：		
⑧その他2		<input type="checkbox"/> 変更あり <input checked="" type="checkbox"/> 変更なし <input type="checkbox"/> 新規	書類名：		
⑨その他3 (注15)		<input type="checkbox"/> 変更あり <input checked="" type="checkbox"/> 変更なし <input type="checkbox"/> 新規	書類名：		

↑
⑭

↑
⑮

- (注1) 変更前の認定設備情報を記載すること。
- (注2) 運転開始後を選択した場合は、運転開始日を記載するとともに、受給が開始されたことを証する電力会社発行の書類を提出すること。
- (注3) 申請書を提出する担当経済産業局は次の記号にて記載すること。
A：北海道経済産業局、B：東北経済産業局、C：関東経済産業局、D：中部経済産業局、E：近畿経済産業局、F：中国経済産業局、G：四国経済産業局、H：九州経済産業局、I：内閣府沖縄総合事務局
- (注4) 変更の有無記載欄については、変更が無い場合、「変更なし」のボックスにチェックし、変更後記載欄以降の記載は不要とする。変更がある場合、「変更あり」のボックスにチェックし変更内容を記載すること。変更理由欄又は備考欄は必要があれば記載すること。
- (注5) 点検及び保守を行う体制について、責任を行う事業者又は主要設備の製造事業者の変更がある場合に記載すること。
- (注6) 太陽電池の型式番号が複数ある場合は行を追加しそれぞれについて記載すること。
太陽電池の種類は次の記号にて記載すること。
A1：単結晶のシリコンを用いた太陽電池、A2：多結晶のシリコンを用いた太陽電池、B：薄膜半導体を用いた太陽電池、C：化合物半導体を用いた太陽電池
変換効率については、変更前に日本工業規格C8960において定められた真性変換効率であって完成品としての太陽電池モジュールの数値を元に算定された効率を記載した場合は、

備考欄の「真性変換効率」に、実効変換効率を記載した場合には、同欄の「実効変換効率」のボックスにチェックを付し、それぞれの数値を記載すること（真性変換効率>実効変換効率となるため、実効変換効率が認定基準を満たしていれば、真性変換効率も認定基準を満たしている。）。

また、太陽光発電設備が破壊することなく折り曲げることができるもの又はレンズ若しくは反射鏡を用いるものである場合は、備考欄の「除外事項該当性」のボックスにチェックを付すこと。

さらに、太陽電池の製造事業者名、種類又は変換効率の変更が、変更前の製造事業者が変更前の種類の太陽電池の製造の事業を行わなくなったことによる場合は、変更理由欄の「製造事業者都合」のボックスにチェックを付して、その根拠となる書類を提出すること。

(注7) 発電出力は、当該申請に係る発電設備の定格発電出力を小数1桁（小数第2位切捨て）まで記載すること。太陽光発電の場合は、太陽電池の合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方の出力とし、パワーコンディショナーを複数台設置している場合は、各系列における太陽電池の合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方の出力を合計した値を記載すること。なお、変更後の発電出力が、10kW以上になる場合は、様式第3により申請すること。また、電気事業者による接続の検討の結果、出力を変更しなければならない場合にあつては、変更理由欄の「電気事業者都合」のボックスにチェックを付して、その根拠となる書類を提出すること。

(注8) 発電設備の区分は次の記号にて記載すること。

S：太陽光発電設備のみ、T：太陽光発電設備に自家発電設備等を併設するもの（非常用自家発電設備を除く）

(注9) 配線方法に変更がある場合は、次の記号にて記載すること。

Z：全量配線（太陽光発電については、事業者が複数の住宅の屋根を賃借して太陽光発電設備を設置する場合で、その発電出力の合計が10kW以上となる場合）

Y：余剰配線

(注10) 以前の提出書類から変更がある項目は「変更あり」、変更がない項目は「変更なし」、以前提出しておらず本申請で新たに提出する書類の項目は「新規」のボックスにチェックすること。また、以前提出してなく本申請でも提出しない項目は「変更なし」のボックスにチェックすること。

(注11) 設備を変更しようとする理由及び変更の内容等を簡潔に記載した書面を提出すること。

(注12) 標準基本構造図（併設型含む）及び標準基本配線図（併設型含む）の変更については、提出省略とする。変更後の欄には、「提出省略」と記載する。それらによらない図面の変更の場合は、変更後の図面を提出すること。

(注13) 調達期間にわたり点検及び保守を行うことを可能とする体制について、変更後のものが、国内に備わっていること及び当該設備に関し修理が必要な場合に、当該修理が必要となる事由が生じてから三月以内に修理の実施が可能である体制が備わっていることを示す書類を添付すること。

(注14) 製品の製造事業者名及び型式番号等、当該発電設備の内容を特定することのできる記号若し

くは番号を証する書類又は設備の設計仕様図若しくはそれに準じる書類を提出すること。また、太陽電池の種類及び変換効率がわかる書類も提出すること。

(注15) 項目欄が不足する場合は、欄を追加すること。

備考

- ・用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4とすること。
- ・氏名を記載し押印することに代えて署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署すること。

(2) 10kW未満の再生可能エネルギー発電設備変更認定申請書の記載方法

No	必須有無	記 入 内 容
①	—	<p>・10kW未満の太陽光発電設備（太陽電池モジュールの出力とパワーコンディショナーの出力のいずれかが10kW未満のもの）において、以下に掲げる変更を行う場合は、本様式により変更認定申請してください。なお、再生可能エネルギー入力支援システムにより申請する場合は、本様式による申請は不要です。</p> <p><変更申請を要する場合></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 太陽電池のメーカー、種類、変換効率、型式番号の変更 2. 発電設備の出力の変更 3. 発電設備の区分の変更（太陽光11kW→9kWのように発電設備の区分をまたぐ場合） 4. 電気事業者へ供給する再生可能エネルギー電力量の計測の方法の変更（増加する部分の供給量を別に計量する場合など） 5. メンテナンス体制（メンテナンス責任者や主要設備のメンテナンス会社）の変更 6. 10kW未満の太陽光発電設備の供給方法の変更（太陽光発電設備のみ↔自家発電設備等併設） <p>※太陽光発電設備を自家発電設備等（蓄電池や燃料電池、ガスコジェネレーション等）と併設する場合、自家発電設備等から供給される電気を自家消費に充てることができ、太陽光発電設備によって生じる電気の売電量を押し上げることとなるため、ダブル発電の価格が適用されます。このため、発電設備の区分をTとして下さい（自家発電設備等からの電気が系統に逆潮しないための逆潮防止リレーが設置されている必要があります）。なお、自家発電設備等と併設する場合であっても、太陽光パネルが発電を行っている間は自家発電設備等からの電気が流れないような場合など、押し上げ効果がないシステムであることを証明すれば、ダブル発電の価格は適用されず発電設備の区分はSとなります。</p>
②	必須項目	<ul style="list-style-type: none"> ・申請書の提出日を記入します。
③	必須項目	<ul style="list-style-type: none"> ・申請者の事業者情報を記入します。 ・住所、氏名（法人の場合は法人名称及び代表者の役職名、氏名）には、ふりがな（ひらがな）を付し、印鑑を押印します（法人の場合は代表者の登記印）。
④	必須項目	<ul style="list-style-type: none"> ・変更対象設備の設備ID、設備名称、所在地、発電出力、運転開始の有無を記入します。
⑤	必須項目	<ul style="list-style-type: none"> ・変更する情報項目を選択してチェックします。 ・設備情報を変更する場合は、「認定設備情報」をチェックします。
⑥	必須項目	<ul style="list-style-type: none"> ・申請書を提出する担当経済産業局の記号（申請書内（注3）より選択）を記入します。
⑦	選択必須項目	<ul style="list-style-type: none"> ・設備情報を変更する項目について、変更前の点検及び保守を行う体制、発電出力、発電設備の区分、電気事業者への電気の供給方法、電気事業者への電気供給量の計測方法を記入します。 ※子メーターを設置する場合、電気事業者への電気供給量の計測方法の欄に「子メーター計測」と記入するとともに、変更前の計測方法は「単独計測」と記入してください。
⑧	必須項目	<ul style="list-style-type: none"> ・設備情報の各項目について、変更する場合は「変更あり」を選択、変更しない場合は「変更なし」を選択し、チェックします。
⑨	選択必須項目	<ul style="list-style-type: none"> ・設備情報を変更する項目について、変更後の点検及び保守を行う体制、発電出力、発電設備の区分、電気事業者への電気の供給方法、電気事業者への電気供給量の計測方法を記入します。
⑩	必須項目	<ul style="list-style-type: none"> ・変更理由を簡潔に記入します。
⑪	任意項目	<ul style="list-style-type: none"> ・認定設備情報について記載すべき事項があれば記入します。
⑫	必須項目	<ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電設備の場合、太陽電池の製造事業者名、種類、変換効率、型式番号を記入します。 ・変換効率については、注6を参考とし、備考欄において該当する項目を選択してチェックします。 ・添付書類として、太陽光パネルメーカーが作成した変換効率の根拠資料（製品パンフレットの写しや技術仕様書等）を添付してください。

⑬	必須項目	・変更内容説明書（変更しようとする内容を簡潔に記載した任意様式の書面）を作成・提出します。
⑭	必須項目	・提出書類について、前回の提出書類を変更する場合は「変更あり」を選択、変更しない場合は「変更なし」を選択、本申請で新たに提出する書類の場合は「新規」を選択し、チェックします。
⑮	選択必須項目	・「変更あり」、「新規」の提出書類がある場合は、その書類名を記入します。 ・書類名は適切な名称を記入します。

5. 再生可能エネルギー発電設備軽微変更届出書

(1) 届出書様式

【太陽光・風力・水力・地熱発電の場合】

様式第5（第10条関係）

① → 再生可能エネルギー発電設備軽微変更届出書

② → 平成27年2月15日

経済産業大臣 殿

③ →

(ふりがな) とうきょうとちよだくかすみがせき
届出者 住所 (〒100-0081) 東京都千代田区霞が関1-1-1
(ふりがな) けいざいさんぎょうかぶしがいしゃ
だいひょうとりしまりやくしゃちょう けいざい さぶろう
氏 名
経済産業株式会社 代表取締役社長 経済三郎 印
(法人にあつては名称、代表者の役職・氏名及び代表者の登記印)

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第6条第5項の規定により、以下の事項について変更したので、次のとおり届け出ます。

④ ↓

変更対象設備（注1）

設備ID	AA123456C13
設備名称	経済クリーン太陽光発電所
設備の所在地	東京都千代田区霞が関1-1-1
発電出力 (kW)	5,000.0
運転開始の有無（注2）	<input checked="" type="checkbox"/> 運転開始前 <input type="checkbox"/> 運転開始後（運転開始日： 年 月 日）

担当経済産業局（注3）

⑤ → C

認定設備情報及び発電事業者情報（注4）

		⑥ 変更前	⑦ 変更の有無	⑧ 変更後	⑨ 変更理由	⑩ 備考
情報	設備名称		<input type="checkbox"/> 変更あり <input checked="" type="checkbox"/> 変更なし			

	設備の所在地 (注5)			<input type="checkbox"/> 変更あり <input checked="" type="checkbox"/> 変更なし			<input type="checkbox"/> 別途一覧 表あり	
設置者情報	発電事業者名 (注6)			<input type="checkbox"/> 変更あり <input checked="" type="checkbox"/> 変更なし	(ふりがな)			
	代表者	役職		<input checked="" type="checkbox"/> 変更あり <input type="checkbox"/> 変更なし				
		氏名	経済一郎		<input type="checkbox"/> 変更あり <input checked="" type="checkbox"/> 変更なし	(ふりがな)		
						<input type="checkbox"/> 変更あり <input checked="" type="checkbox"/> 変更なし	けいざいさぶろう 経済三郎	
住所		(〒)		<input type="checkbox"/> 変更あり <input checked="" type="checkbox"/> 変更なし	(ふりがな)			
				<input type="checkbox"/> 変更あり <input checked="" type="checkbox"/> 変更なし	(〒)			
その他 (注7)				<input type="checkbox"/> 変更あり <input checked="" type="checkbox"/> 変更なし				

(注1) 変更前の認定設備情報を記載すること。

(注2) 運転開始後を選択した場合は、運転開始日を記載するとともに受給が開始されたことを証する電力会社発行の書類を別途提出すること。

(注3) 届出書を提出する担当経済産業局は次の記号にて記載すること。

A：北海道経済産業局、B：東北経済産業局、C：関東経済産業局、D：中部経済産業局、
E：近畿経済産業局、F：中国経済産業局、G：四国経済産業局、H：九州経済産業局、
I：内閣府沖縄総合事務局

(注4) 変更の有無記載欄については、変更が無い場合、「変更なし」のボックスにチェックし、変更後記載欄以降の記載は不要とする。変更がある場合、「変更あり」のボックスにチェックし変更内容を記載すること。変更理由欄又は備考欄は必要があれば記載すること。

(注5) 実質的に同一事業場所での所在地名の変更に限る。複数地番をまたいで設備を設置する場合は、代表地番を記載するとともに、備考欄の「別途一覧表あり」のボックスにチェックを付して、別紙として全ての地番を記載した一覧表を提出すること。なお、発電設備の運転開始前に設備認定を受けた場所での事業を断念し、別の場所で同じ設備を用いて事業を行おうとする場合には、事業を断念した場所に係る認定設備について廃止届出を提出し、新たな事業場所について改めて（新規の）認定を取得する必要がある。

(注6) 発電事業者名を変更する場合は、変更前の発電事業者を届出者とする。変更前の発電事業者が死亡して相続が生じたなどの事由により、やむを得ず変更後の発電事業者を届出者とする場合は、変更前の発電事業者から発電事業者たる地位を承継した事実又は変更前の発電事業者の承諾を得たことを証明する書類（契約書の写し（原本提示要）、戸籍謄本、同意書等）を提出する必要がある。）

(注7) 項目欄が不足する場合は、欄を追加すること。

備考

- ・用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4とすること。
- ・氏名を記載し押印することに代えて署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署すること。

(2) 再生可能エネルギー発電設備軽微変更届出書の記載方法

【10kW以上の太陽光・風力・水力・地熱発電の場合】

No	必須有無	記 入 内 容
①	—	<ul style="list-style-type: none"> ・再生可能エネルギー発電設備情報のうち、設備名称、設備の所在地、発電事業者名、代表者名、届出者の住所が変更になった場合は、本様式により届出をします。 ・発電設備の変更（太陽電池のメーカー、種類、変換効率、型式番号の変更を除く。）の場合も、本様式のその他欄により届出をします。
②	必須項目	<ul style="list-style-type: none"> ・届出書の提出日を記入します。
③	必須項目	<ul style="list-style-type: none"> ・届出者の事業者情報（変更後の情報）を記入します。 <p>※発電事業者を変更する場合、まず、譲渡人と譲受人の間で発電事業の譲渡に関する契約が締結されるなど、発電事業が譲渡された事実があることが必要です。</p> <p>その上で、譲渡人が軽微変更届出を提出することで、認定上の発電事業者たる地位を譲受人へ変更する必要があります。（変更前と変更後の事業者両方の連絡票も添付）。</p> <p>その際、トラブル防止の観点から、譲受人が、発電事業者たる地位を譲渡人から承継した事実、又は譲渡人の承諾を得た事実、を証明する書類と印鑑登録証明書（印鑑証明書）を添付し、軽微変更届出には登録した印鑑を押印してください。</p> <p>なお、原則として、譲渡人が届出を行う必要がありますが、現在の認定者が死亡して相続が生じたなどやむを得ない場合に限り、譲受人が届出を行うことができます。</p> <p>●発電事業者たる地位を譲渡人から承継した事実、又は譲渡人の承諾を得た事実、を証明する書類について（写し可。各種書類は最新の内容が記載されたものを提出してください。各種証明書は原則として3か月以内に発行されたものを提出してください。）</p> <p>【相続の場合】 法定相続人全員の「戸籍謄本」及び「印鑑証明書」、「遺産分割協議書」又は「相続人の同意書」</p> <p>【法人の代表者変更の場合】 法人の「現在事項全部証明書」及び「印鑑証明書」</p> <p>【法人間又は個人間の譲渡の場合】 「譲渡契約書」又は「譲渡証明書」 →譲渡人、譲受人双方について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人である場合には「現在事項全部証明書」及び「印鑑証明書」 ・個人である場合には「印鑑登録証明書」
④	必須項目	<ul style="list-style-type: none"> ・変更対象設備の設備ID、設備名称、所在地、発電出力、運転開始の有無を記入します。
⑤	必須項目	<ul style="list-style-type: none"> ・届出書を提出する担当経済産業局の記号（申請書内（注3）より選択）を記入します。

⑥	選択必須項目	<ul style="list-style-type: none"> ・設備情報を変更する項目について、変更前の設備名称、所在地、発電事業者名、代表者名、届出者の住所を記入します。変更しない項目は、空欄とします。 ・上記に記載のない設備情報の変更がある場合は、「その他」欄を追加して記載します。また、この場合は、変更内容説明書を添付します。 <p>※所在地に係る軽微変更届出は、申請時点では未確定だった番地が確定した場合や、環境アセスメント等により事業予定地が拡大・縮小した場合のように、実質的に同一事業場所での事業と認められる範囲内の変更に限られます。</p> <p>また、発電設備の運転開始後に当初の場所とは別の場所で同じ認定を受けた設備を用いて事業を行うとする場合（引越し等の理由で、既に発電を行っていた設備を移設して新たな場所で発電を開始しようとする場合や、屋根貸しの場合、すなわち、屋根の対抗要件が具備できないことから調達期間の途中で場所の変更を余儀なくされた場合等が想定されます）においては、軽微変更届出によることで構いません。</p> <p>※発電設備の運転開始前に設備認定を受けた場所での事業を断念し、別の場所で同じ設備を用いて事業を行うとする場合には、事業を断念した場所に係る認定設備について廃止届出を提出していただき、新たな事業場所について改めて（新規の）設備認定を取得してください。</p> <p>ただし、運転開始後であっても、事業場所の変更に加え、発電出力を極端に大幅な出力増加をさせる場合のように、実質的に同一の事業を継続して行っているとはいえない場合には、新たな事業場所について改めて（新規の）設備認定を取得してください。</p>
⑦	必須項目	<ul style="list-style-type: none"> ・設備情報の各項目について、変更する場合は「変更あり」を選択、変更しない場合は「変更なし」を選択し、チェックします。
⑧	選択必須項目	<ul style="list-style-type: none"> ・設備情報を変更する項目について、変更後の設備名称、所在地、発電事業者名、代表者名、届出者の住所を記入します。 <p>※所在地に係る軽微変更届出は、申請時点では未確定だった番地が確定した場合や、環境アセスメント等により事業予定地が拡大・縮小した場合のように、実質的に同一事業場所での事業と認められる範囲内の変更に限られます。</p> <p>また、発電設備の運転開始後に当初の場所とは別の場所で同じ認定を受けた設備を用いて事業を行うとする場合（引越し等の理由で、既に発電を行っていた設備を移設して新たな場所で発電を開始しようとする場合や、屋根貸しの場合、すなわち、屋根の対抗要件が具備できないことから調達期間の途中で場所の変更を余儀なくされた場合等が想定されます）においては、軽微変更届出によることで構いません。</p> <p>※発電設備の運転開始前に設備認定を受けた場所での事業を断念し、別の場所で同じ設備を用いて事業を行うとする場合には、事業を断念した場所に係る認定設備については廃止届出を提出していただき、新たな事業場所について改めて（新規の）設備認定を取得してください。</p> <p>ただし、運転開始後であっても、事業場所の変更に加え、発電出力を極端に大幅な出力増加をさせる場合のように、実質的に同一の事業を継続して行っているとはいえない場合には、新たな事業場所について改めて（新規の）設備認定を取得してください。</p>
⑨	必須項目	<ul style="list-style-type: none"> ・変更理由を簡潔に記入します。

⑩	任意項目 (※に該当する場合は必須)	<p>・設備情報について記載すべき事項があれば記入します。</p> <p>※合併、分割、事業譲渡などがあった場合は、その他欄にその旨を記入し、その事実があったことを証する書面（契約書写しなど）を提出します。</p> <p>※事業譲渡等により、発電事業者が地方税法72条の4に規定する法人（p11の⑩参照）に該当することとなった場合、又は該当しなくなった場合には、その他欄にその旨記載します。</p> <p>※発電設備の変更の場合は、製品の製造事業者及び型式番号等、当該設備の内容を特定することのできる記号・番号を証する書類又は設備の設計仕様図若しくはそれに準じる書類を添付します。</p> <p>※太陽光パネルの変更の場合は、太陽光パネルメーカーがその変換効率の根拠としている資料（製品パンフレットの写しや技術仕様書等）も添付します。</p>
---	-----------------------	---

6. 再生可能エネルギー発電設備廃止届出書

(1) 届出書様式

【太陽光・風力・水力・地熱発電の場合】

様式第6（第11条関係）

再生可能エネルギー発電設備廃止届出書

経済産業大臣 殿

① → 平成27年2月15日

② →

(ふりがな) とうきょうとちよだくかすみがせき
届出者住所 (〒100-0081) 東京都千代田区霞が関1-1-1
(ふりがな) けいざいさんぎょうかぶしきがいしゃ
だいひょうとりしまりやくしゃちょう けいざい いちろう
氏名
経済産業株式会社 代表取締役社長 経済一郎 印
(法人にあつては名称、代表者の役職・氏名及び代表者の登記印)

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則第11条の規定により、認定された再生可能エネルギー発電設備を廃止したので、次のとおり届け出ます。

廃止対象設備 廃止設備情報一覧による。

担当経済産業局（注1）

C ← ③

廃止設備情報一覧（注2）

再生可能エネルギー発電設備の概要		備考
設備情報	設備ID	AA123456C13
	設備名称	経済クリーン太陽光発電所
	設備の所在地	東京都千代田区霞が関1-1-1
	廃止年月日	平成27年2月15日
	運転開始年月日	平成25年4月1日
		<input type="checkbox"/> 運転開始前 <input checked="" type="checkbox"/> 運転開始後

設置者情報 (注3)	発電事業者名		届出者と同じ	
	代表者	役職	届出者と同じ	
		氏名	届出者と同じ	
	住所		(〒)	届出者と同じ

廃止理由

設備の老朽化のため。

↑
⑦

- (注1) 届出書を提出する担当経済産業局は次の記号にて記載すること。
A：北海道経済産業局、B：東北経済産業局、C：関東経済産業局、D：中部経済産業局、
E：近畿経済産業局、F：中国経済産業局、G：四国経済産業局、H：九州経済産業局、
I：内閣府沖縄総合事務局
- (注2) 届出設備数が複数となる場合には、同じ表を追加し、設備の概要を記載すること。代表者名を除き全ての項目を必須とする。
- (注3) 届出者と同じ場合は「届出者と同じ」と記載することでも良い。

備考

- ・用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4とすること。
- ・氏名を記載し押印することに代えて署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署すること。

(2) 再生可能エネルギー発電設備廃止届出書の記載方法

【太陽光・風力・水力・地熱発電の場合】

No	必須有無	記 入 内 容
①	必須項目	・届出書の提出日を記入します。
②	必須項目	・届出者の情報（届出時の情報）を記入します。 ・住所、氏名（法人の場合は法人名称及び代表者の役職名、氏名）には、ふりがな（ひらがな）を付し、印鑑を押印します（法人の場合は代表者の登記印）。
③	必須項目	・届出書を提出する担当経済産業局の記号（届出書内（注1）より選択）を記入します。
④	必須項目	・廃止する設備の設備ID、設備名称、所在地、廃止年月日及び運転開始年月日を記入します。
⑤	必須項目	・廃止する設備の廃止前の発電事業者名、代表者名、住所を記入します。届出者と同じ場合は、「届出者と同じ」と記入しても構いません。
⑥	任意項目 （※に該当する場合は必須）	・必要に応じて記入します。 ※運転開始年月日について、該当する項目を選択し、チェックします。 ・太陽光パネル等を廃棄する場合、通常であれば販売会社等、家屋解体に伴うものであれば解体事業者が撤去を行います。この場合は産業廃棄物扱いとなるため産業廃棄物管理票（マニフェスト）が発行されますので、その写しを添付ください。
⑦	必須項目	・設備の廃止理由を記入します。

<注意>設備の廃止届出の提出について

設備の廃止届出は、以下のような場合に提出してください。

なお、運転開始後の設備について廃止届出を提出する場合には、届出により当該設備は固定価格買取制度の対象外となりますので、電気事業者との契約関係の確認を必ず行ってから提出するようにしてください。

（運転開始前に廃止届出を提出する場合）

- ・認定は取ったものの、諸般の事情（系統連系が不可だった場合、資金調達できなかった場合等）により事業の実施を取りやめる場合※1
- ・同一設備について2重に認定を取ってしまった場合※2

（運転開始後に廃止届出を提出する場合）

- ・設備を撤去する場合
- ・同一設備について2重に認定を取ってしまった場合※2

※1 同一設備を用いて別の事業予定地において発電事業を行う場合でも、改めて、新規の設備認定を取る必要があります。

※2 この場合、片方の設備について廃止届出を出していただく必要がありますが、電気事業者に契約を申し込んでいる（又は契約を結んでいる）設備IDを確認し、契約を申し込んでいる（又は契約を結んでいる）設備IDが廃止されないよう注意してください。

7. 参 考

①メンテナンス体制（太陽光発電の記載例）

〇〇発電所メンテナンス体制図

1. 発電所の名称

〇〇発電所

2. 発電所の所在地

〇〇県〇〇市〇番〇号

3. 発電事業者名

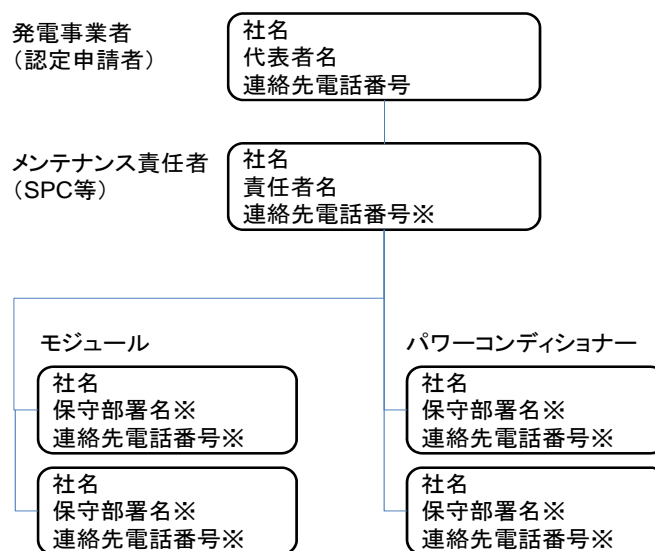
代表者名 △△△△

4. メンテナンス責任者

社名等 □□株式会社

責任者名 ×××× 印（役職印または会社印）

（体制表参考図）



（体制が決定している場合）

上記体制表のとおり調達期間にわたり安定的かつ効率的な再生可能エネルギー電気の供給を維持する体制が国内に備わっています。また、当該設備に関し修理が必要な場合には、当該修理が必要となる事由が生じてから3か月以内に修理を開始することが可能な体制となっています。

なお、メンテナンス責任者及び主要設備をメンテナンスする会社に変更となる場合は変更認定申請書（様式第3）、その他細部（※、及びメンテナンス責任者名）が変更となる場合は軽微変更届（様式第5）にて速やかに報告します。

（申請時点で体制の細部[※保守部署名、連絡先電話番号]が決定していない場合）

上記体制表のとおり調達期間にわたり安定的かつ効率的な再生可能エネルギー電気の供給を維持する体制を国内に備えることとし、当該設備に関し修理が必要な場合には、当該修理が必要となる事由が生じてから3か月以内に修理を開始することが可能な体制とします。また、体制表に記載のない細部（※）については、軽微変更届（様式第5）にて運転開始までに報告します。

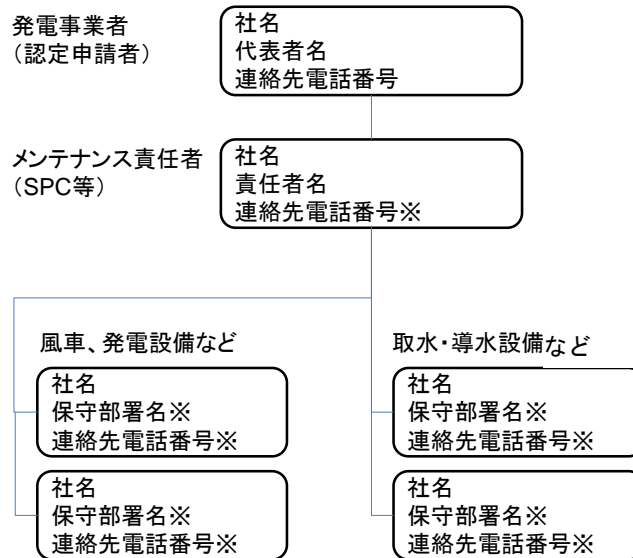
なお、メンテナンス責任者及び主要設備をメンテナンスする会社に変更となる場合は変更認定申請書（様式第3）、その他細部（※、及びメンテナンス責任者名）が変更となる場合は軽微変更届（様式第5）にて速やかに報告します。

② メンテナンス体制 (風力発電、水力発電、地熱発電の記載例)

〇〇発電所メンテナンス体制図

- 1. 発電所の名称
〇〇発電所
- 2. 発電所の所在地
〇〇県〇〇市〇番〇号
- 3. 発電事業者名
代表者名 △△△△
- 4. メンテナンス責任者
社名等 □□株式会社
責任者名 ×××× 印 (役職印または会社印)

(体制表参考図)



(体制が決定している場合)

上記体制表のとおり調達期間にわたり安定的かつ効率的な再生可能エネルギー電気の供給を維持する体制が国内に備わっています。また、当該設備に関し修理が必要な場合には、当該修理が必要となる事由が生じてから3か月以内に修理を開始することが可能な体制となっています。

なお、メンテナンス責任者及び主要設備をメンテナンスする会社に変更となる場合は変更認定申請書(様式第3)、その他細部(※、及びメンテナンス責任者名)が変更となる場合は軽微変更届(様式第5)にて速やかに報告します。

(申請時点で体制の細部[※保守部署名、連絡先電話番号]が決定していない場合)

上記体制表のとおり調達期間にわたり安定的かつ効率的な再生可能エネルギー電気の供給を維持する体制を国内に備えることとし、当該設備に関し修理が必要な場合には、当該修理が必要となる事由が生じてから3か月以内に修理を開始することが可能な体制とします。また、体制表に記載のない細部(※)については、軽微変更届(様式第5)にて運転開始までに報告します。

なお、メンテナンス責任者及び主要設備をメンテナンスする会社に変更となる場合は変更認定申請書(様式第3)、その他細部(※、及びメンテナンス責任者名)が変更となる場合は軽微変更届(様式第5)にて速やかに報告します。

③ 配線図の電力量計、蓄電池等に係る補足説明（記載例）

（電力量計の補足説明）

- ・配線図が標準配線図でない場合は、以下のような補足説明を記載する。
- ・取引用電力量計（VCT、MOFを含む）若しくは証明用電力量計（VCT、MOFを含む）を囲み線等で表示し、この表示と補足説明（※図中の余白部に記載する）を引出し線で結ぶ。

1. 申請時に計量法上の使用の制限を満たす電力量計を設置済の場合の記載例

①電力量計の型式番号

②電力量計の検定番号（※1）

③電力量計の有効期限

電気主任技術者（※2） 氏 名 （印） ※押印を忘れないこと。

2. 計量法上の使用の制限を満たす電力量計を今後設置する場合の記載例

当該電力量を計測する電力量計は、計量法上の使用の制限を満たす電力量計を設置します。
設置後は速やかに報告します。

電気主任技術者（※2） 氏 名 （印） ※押印を忘れないこと。

（※1）変成器付計器の場合は合番号を記載する。単独計器の場合は記載不要です。

（※2）電気主任技術者又は発電事業者の職名、氏名を記載して押印をする。

（蓄電池等の補足説明）

- ・蓄電池等を設置済若しくは設置する場合には、以下のような補足説明を記載する。

1. 蓄電池が設置済、若しくは設置される場合の記載例

蓄電池の電気は系統線には逆潮しません。

電気主任技術者（※） 氏 名 （印） ※押印を忘れないこと。

（※）電気主任技術者又は発電事業者の職名、氏名を記載して押印をする。

④ 電力量計を設置した場合の報告（記載例）

※ 配線図が標準配線図でなく、申請段階において電力量計が特定されていない場合において、電力量計を設置したときは、速やかに電力量計設置報告書を提出する。

電 力 量 計 設 置 報 告 書

年 月 日

経済産業大臣 殿

申請者 住所
氏名

印

平成 年 月 日付け〇〇〇〇〇〇〇〇〇××第 号をもって認定を受けた、再生可能エネルギー発電設備に関する電力量計については、下記のとおり計量法上の使用の制限を満たす電力量計を設置しましたので報告します。

記

- ①設備名称
- ②設備 I D
- ③申請時に当該電力量計を記載した書類名
- ④電力量計の設置年月日
- ⑤電力量計の型式番号
- ⑥電力量計の検定番号（※1）
- ⑦電力量計の有効期限

電気主任技術者（※2） 氏 名 印

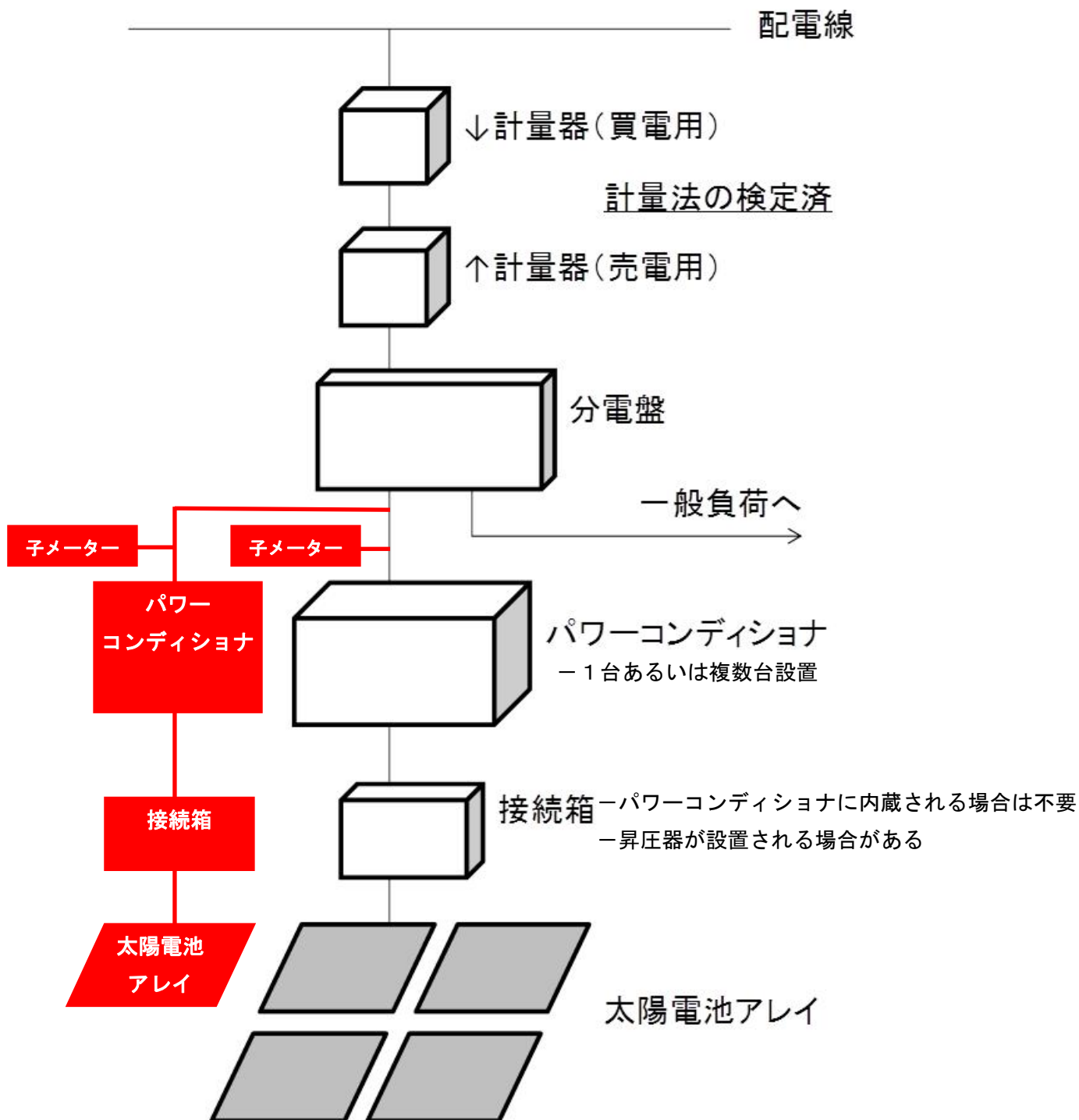
（※1）変成器付計器の場合は合番号を記載。単独計器の場合は記載不要。

（※2）電気主任技術者または発電事業者の記名・押印をお願いします。

⑤ 太陽光発電設備に係る標準構造図

(太陽光発電設備のみ、余剰配線、50kW未満で接続する場合)

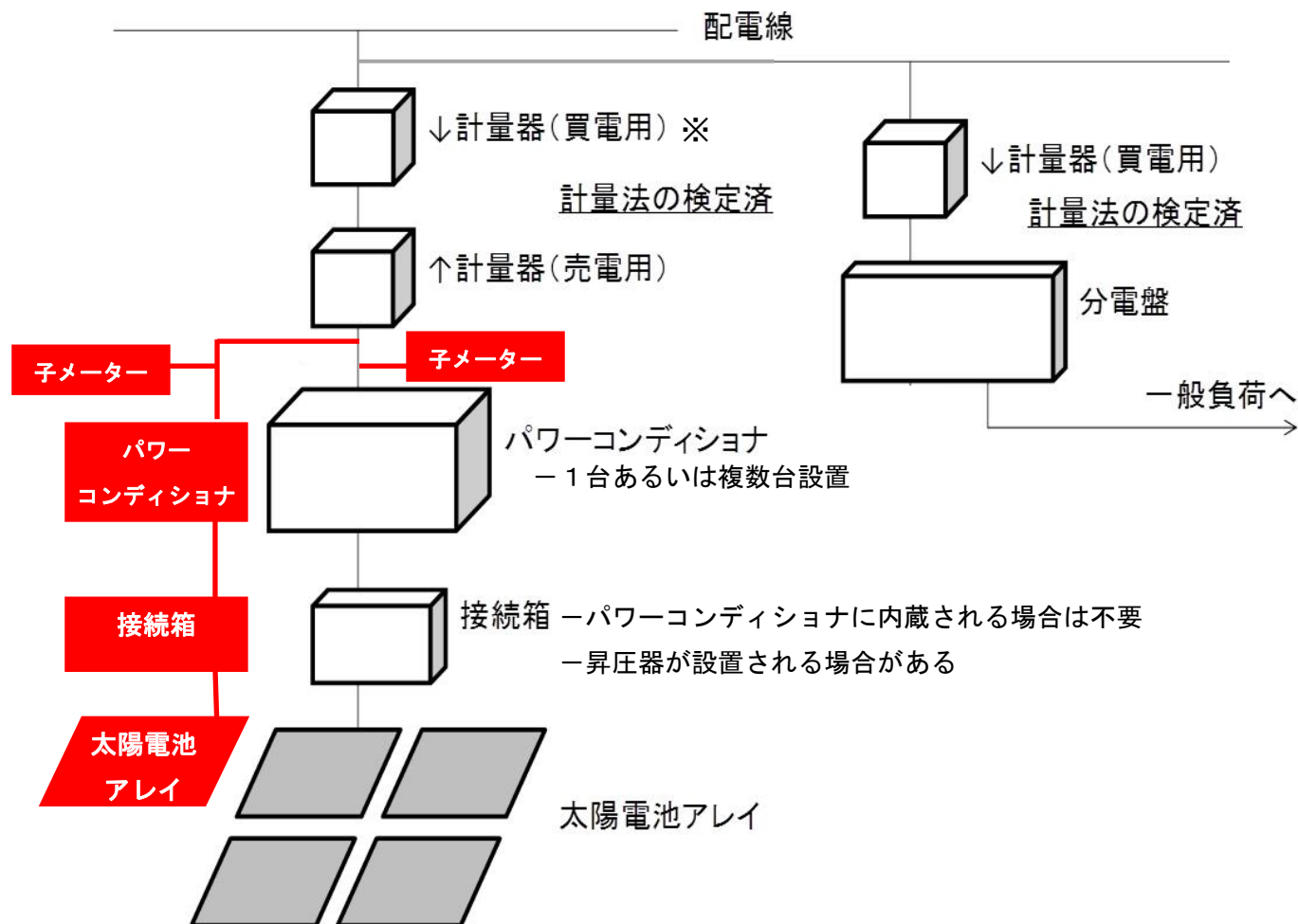
※赤色表示は子メーター計測の場合(子メーターは計量法の検定済)



⑥ 太陽光発電設備に係る標準構造図

(太陽光発電設備のみ、全量配線、50kW未満で接続する場合)

※赤色表示は子メーター計測の場合(子メーターは計量法の検定済)

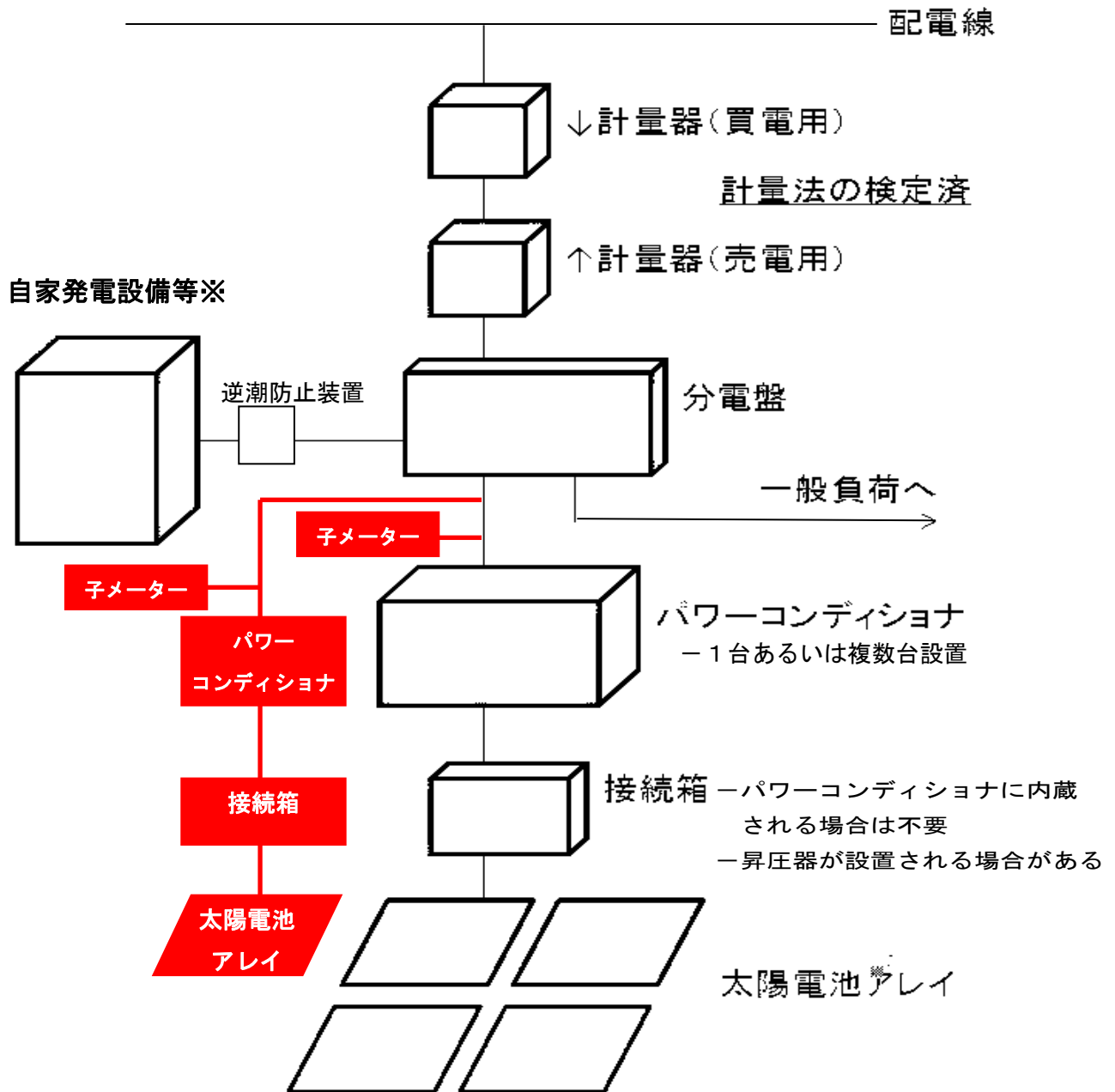


※発電設備側の供給契約が定額制となる場合は不要。

⑦ 太陽光発電設備に係る標準構造図

(自家発電設備等併設、逆潮なし、50kW未満で接続する場合)

※赤色表示は子メーター計測の場合(子メーターは計量法の検定済)



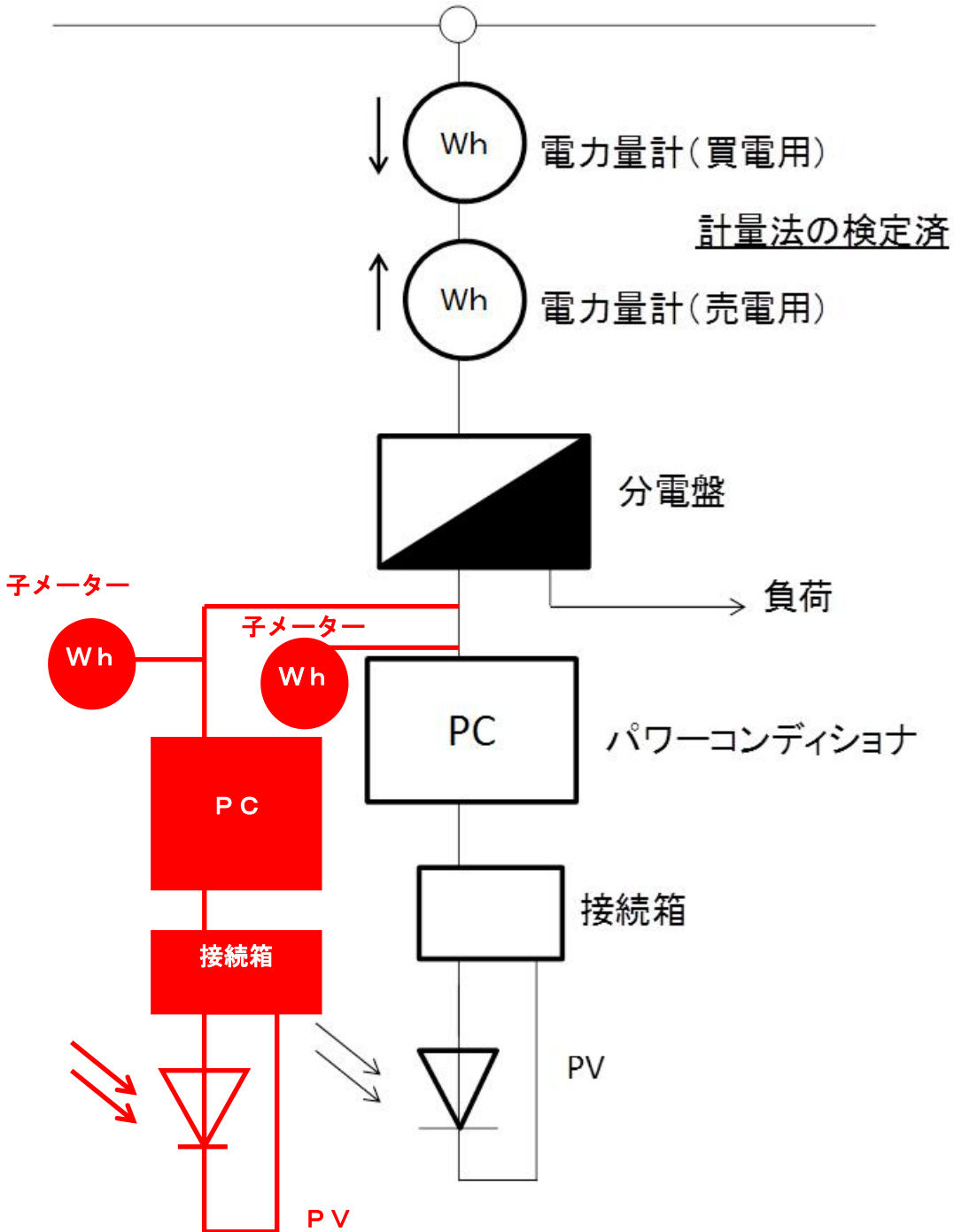
※「自家発電設備等」とは、燃料電池及び蓄電池（電気自動車やプラグインハイブリット車に搭載されたものを含む）を指す。

※自家発電設備等の電気は系統線に逆潮しない。

⑧ 太陽光発電設備に係る標準配線図

(太陽光発電設備のみ、余剰配線、50kW未満で接続する場合)

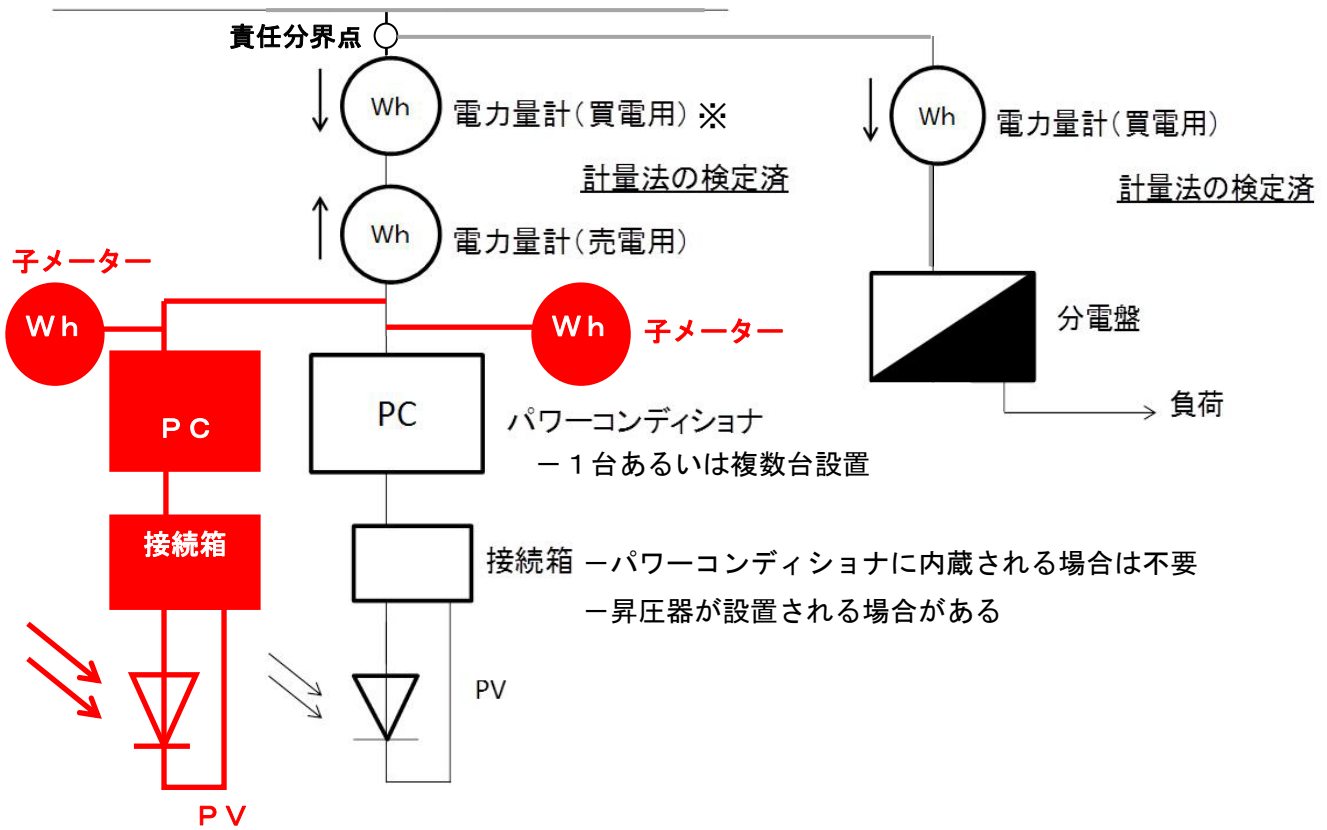
※赤色表示は子メーター計測の場合(子メーターは計量法の検定済)



⑨ 太陽光発電設備に係る標準配線図

(太陽光発電設備のみ、全量配線、50kW未満で接続する場合)

※赤色表示は子メーター計測の場合(子メーターは計量法の検定済)

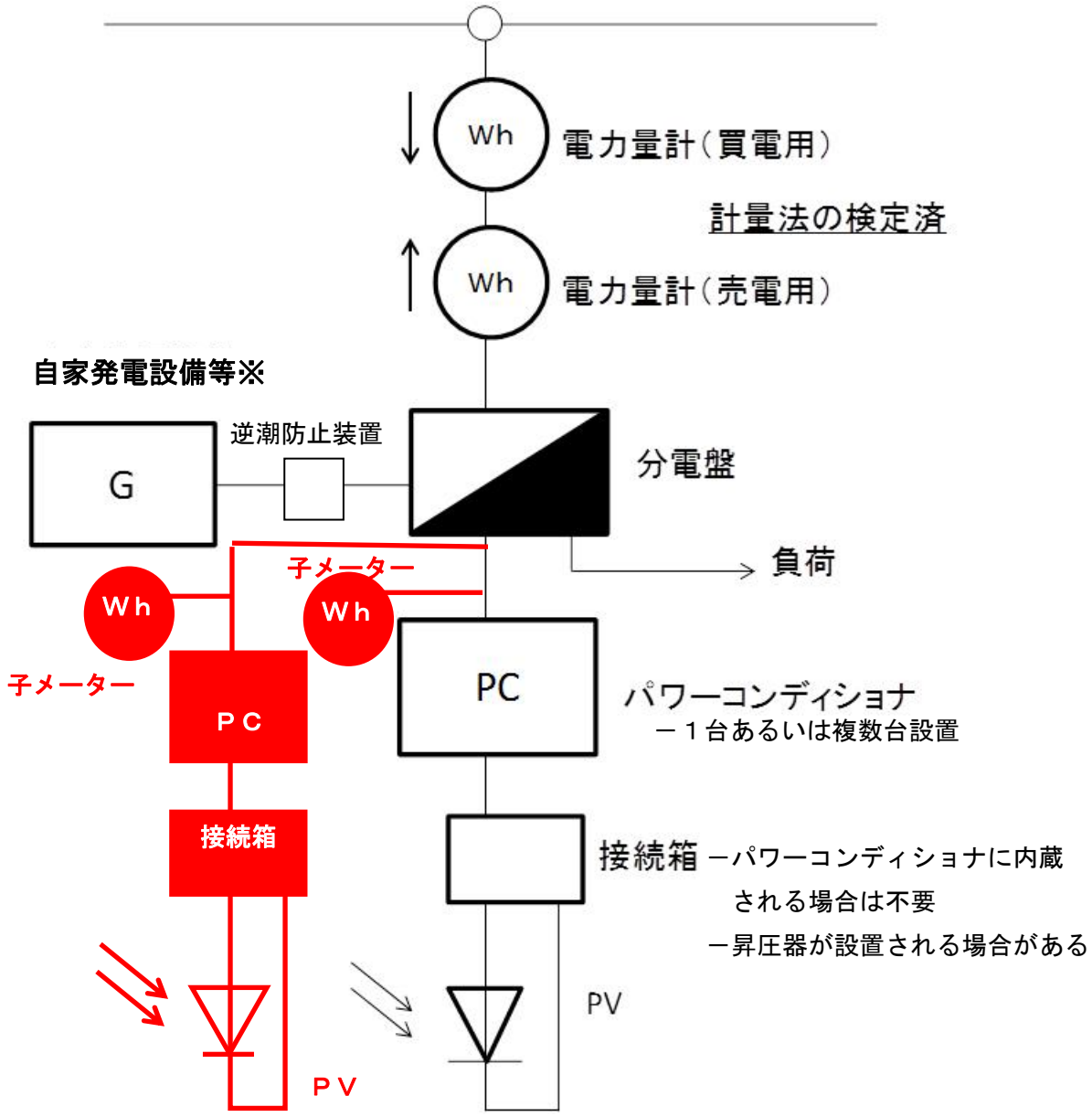


※発電設備側の供給契約が定額制となる場合は不要。

⑩ 太陽光発電設備に係る標準配線図

(自家発電設備等併設、逆潮なし、50kW未満で接続する場合)

※赤色表示は子メーター計測の場合(子メーターは計量法の検定済)



※「自家発電設備等」とは、燃料電池及び蓄電池（電気自動車やプラグインハイブリット車に搭載されたものを含む）を指す。

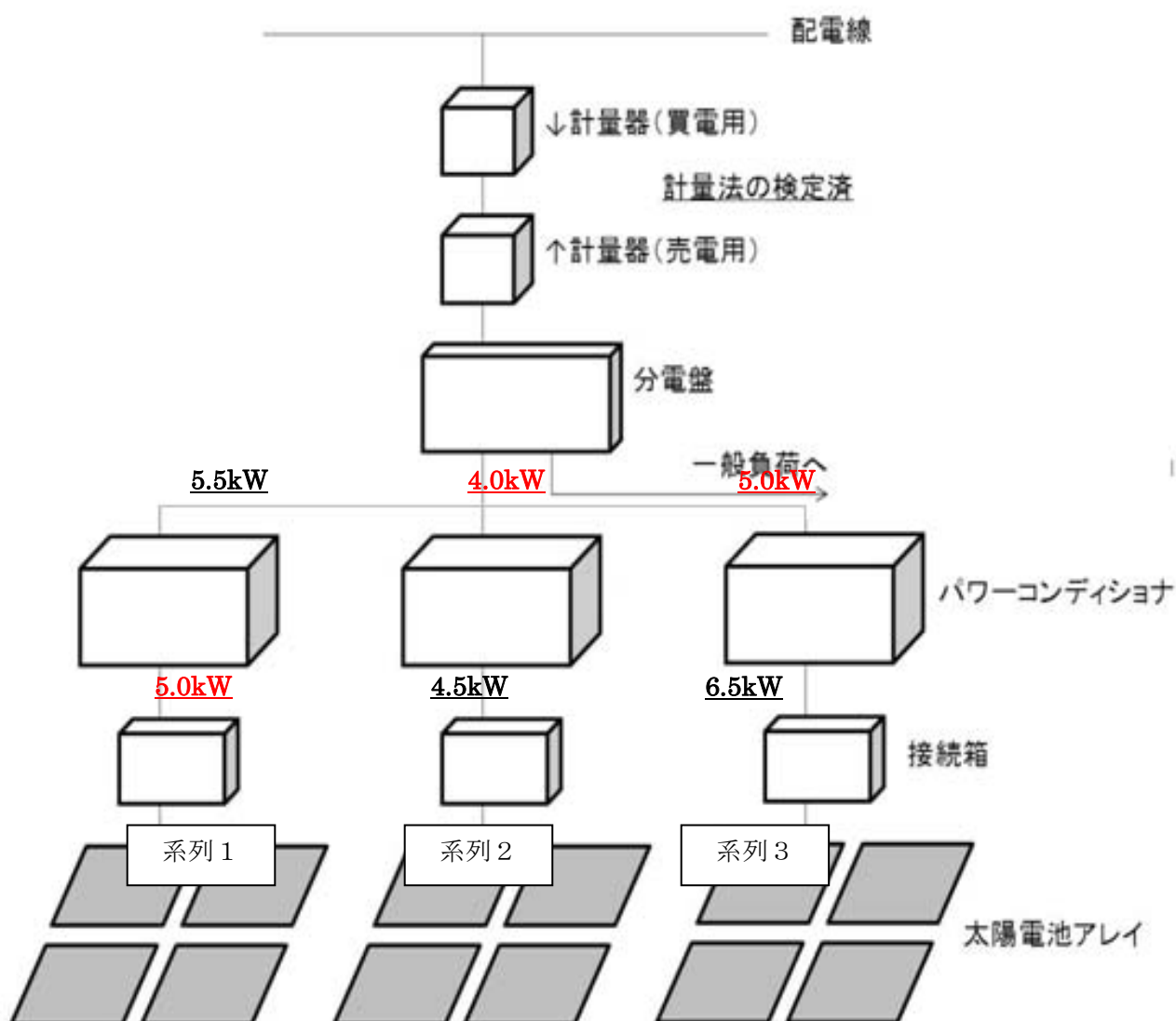
※自家発電設備等の電気は系統線に逆潮しない。

⑪ 太陽光発電設備の発電出力の考え方について

太陽光発電設備における発電出力については太陽光パネルの合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方の値を申請することとなっていますが、パワーコンディショナーを複数台設置している場合の出力については、各系列における太陽光パネルの合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方の値を、それぞれ合計した値をもって申請することとしてください。

例) 以下のようなシステムの場合、申請する際の発電出力は14.0kWとなります。

	系列1	系列2	系列3
太陽光パネルの出力	5.0kW	4.5kW	6.5kW
パワーコンディショナーの出力	5.5kW	4.0kW	5.0kW



⑫ 50kW以上太陽光発電設備の土地／建物権利者の証明書（記載例）

【賃貸／譲渡】証明書

平成〇年〇月〇日（〇）

依頼人
住所
氏名

証明者
住所
氏名

印

証明者は、下記の【土地／建物】について、依頼人に対して【賃貸／譲渡】する用意があることを証明致します。

但し、依頼人が、再生可能エネルギー特別措置法（以下「再エネ特措法」といいます。）に基づく設備認定の取得ができない場合、電気事業者による系統連系の承諾を得ることができない場合は、この限りではありません。

なお、証明者は、本証明により【賃貸／譲渡】義務を負うものではありません。

また、本証明書を再エネ特措法に基づく設備認定申請の目的以外に使用した場合は、この証明書の効力は消滅するものとします。

本証明書によって第三者に損害を与え、当該第三者に対して賠償義務を負う場合は、依頼人において損害を賠償するものとし、証明者は一切の責任を負いません。

記

【土地の場合】

所在地	在	〇〇区〇〇町〇丁目
地目	番	〇番〇
地積	目	〇〇
	積	〇〇〇〇．〇〇平方メートル

【建物の場合】

所在地	在	〇〇▲丁目〇番地
家屋番号	番	〇〇番〇
種類	類	〇〇
構造	造	〇〇
床面積	積	1階 〇〇．〇〇平方メートル
		2階 〇〇．〇〇平方メートル

⑬ 再生可能エネルギー発電設備の設置場所に係る関係法令確認書（記載例）

平成27年7月1日

経済産業大臣 殿

申請者 発電事業者名 **経済産業株式会社**
 代表者氏名 **代表取締役社長 経済一郎** 印

再生可能エネルギー発電設備の設置場所の決定に係る関係法令手続状況報告書

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第6条第1項第1号に基づく同法施行規則第8条第1項第2号の認定基準を満たし、又は満たすことが見込まれることについて、再生可能エネルギー発電設備の設置場所の決定に係る関係法令（条例・規則を含む。）及び当該法令の手続状況を下記のとおり提出します。

なお、当該設備を用いた発電事業の実施に当たっては、下記の法令を含め、関係法令を遵守いたします。

記

1. 関係法令確認に係る再生可能エネルギー発電設備（注1）

発電事業者名	経済産業株式会社
発電事業者の連絡先（住所、電話番号）	〒100-0081 東京都千代田区霞が関1-1-1 ☎ 03-1234-5678
発電設備の区分（注2）	A
発電出力（kW）	5,000
設備名称	経済クリーン太陽光発電所
設備の所在地	〇〇県△△市□□1-1-1
運転開始年月日（又は予定日）	平成29年4月1日
設備ID（※経済産業局記載欄）	

2. 設備の設置場所の決定に係る関係法律への該当状況（注3）

項目	該当の有無	確認・相談先（部署名）
1. 国土利用計画法に基づく土地売買届出手続	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 相談中	〇〇市△△部□□課
2. 都市計画法に基づく開発許可手続	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 相談中	〇〇県△△部□□課
3. 農地法に基づく農地転用許可手続（農用地区	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	〇〇県△△部□□課

域内の農地については、農業振興地域の整備に関する法律に基づく市町村の農業振興地域整備計画の変更手続も含む)	<input type="checkbox"/> 相談中	
4. 森林法に基づく林地開発許可等手続	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 相談中	〇〇県△△部□□課
5. 森林法に基づく伐採及び伐採後の造林の届出手続	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 相談中	〇〇県△△部□□課
6. 文化財保護法に基づく埋蔵文化財包蔵地土木工事等届出手続	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 相談中	〇〇県教育委員会
7. 土壌汚染対策法に基づく土地の形質変更に係る届出手続	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 相談中	〇〇県△△部□□課
8. 自然公園法に基づく工作物新築等許可申請手続	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 相談中	〇〇地方環境事務所 〇〇県△△部□□課
9. 河川法に基づく河川工作物設置等許可手続	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 相談中	〇〇地方整備局工事事務所
10. 環境影響評価法に係る環境影響評価の手続	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 相談中	〇〇県△△部□□課
11. その他の法律に係る手続（注4） （法令名： ）	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 相談中	

3. 設備の設置場所の決定に係る自治体の関係条例・規則への該当状況（注3）

1. 環境アセスメントに関する条例・規則に係る手続	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 相談中	〇〇県△△部□□課
2. その他の条例・規則に係る手続（注5） （自治体名：〇〇県） （条例名：〇〇県△△条例）	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 相談中	〇〇県△△部□□課

（注1）認定申請に係る発電設備の情報を記載すること

（注2）A：太陽光発電設備（50kW以上）、C：風力発電設備（20kW未満）、D：風力発電設備（20kW以上）、U：洋上風力発電設備（20kW以上）、E：水力発電設備（200kW未満）、V：特定水力発電設備（200kW未満）、I：水力発電設備（200kW以上1000kW未満）、X：特定水力発電設備（200kW以上1000kW未満）、J：水力発電設備（1000kW以上30000kW未満）、Y：特定水力発電設備（1000kW以上30000kW未満）、K：地熱発電設備（15000kW未満）、L：地熱発電設備（15000kW以上）、M：バイオマス発電設備（メタン発酵ガス）、1：バイオマス発電設備（森林における立木竹の伐採又は間伐により発生する未利用の木質バイオマス（輸入されたものを除く）燃焼、2000kW未満）、N：バイオマス発電設備（森林における立木竹の伐採又は間伐により発生する未利用の木質バイオマス（輸入されたものを除く）燃焼、2000kW以

上)、O:バイオマス発電設備(一般木質バイオマス・農作物残さ燃焼)、Q:バイオマス発電設備(建設資材廃棄物燃焼)、R:バイオマス発電設備(一般廃棄物・木質バイオマス以外のバイオマス燃焼)

なお、複数の再生可能エネルギー発電設備を設置する場合は、それぞれの設備からの電気の供給量が個別に計測できる場合は、それぞれ個別に設備認定申請することとし、個別に計測できない場合は、申請時点において調達価格の一番安い価格区分の記号を記載すること。

また、複数のバイオマス燃料を使用する場合は、最も使用量(発熱量)の多い燃料を使用するバイオマス区分記号を記載すること。

(注3) 掲載した関係法令は、あくまで参考として例示したものであり、申請者の責任において、法令を所管する行政機関に照会する等により、最終的な確認・判断を行うこと。行政機関と許認可の該当有無について相談中の場合、「相談中」を選ぶこと。

(注4) 掲載した法律のほかに該当するものがあれば記入すること。

(注5) 掲載した条例のほかに該当するものがあれば記入すること。